

# 古代貴族と仏教

—特に奈良時代の藤原氏について—

堅

田

修

序	二二一
第一章 鎌足と仏教	二三四
一、鎌足の仏教事績	
二、鎌足の仏教觀	
第二章 不比等と興福寺建立	二三五
一、定惠の事績	
二、維摩会の再興と興福寺建立	
三、不比等の仏教觀	
第三章 聖武朝の藤原氏と仏教	二四六
一、武智麻呂の崇仏	
二、武智麻呂の佛教政策	
三、房前の仏教事績	
第四章 仲麻呂と仏教	二五七
一、仲麻呂の仏教事績	
二、仲麻呂の仏教政策	
三、豊成と藤原夫人の仏教事績	
第五章 奈良朝末の藤原一族と仏教	二七四
一、永手百川らの仏教事績	
二、光仁朝の佛教政策	
結	二八一

## 序

日本文化の形成において、貴族の果した役割の甚だ大であることは、改めて論ずるまでもないが、特に奈良時代においては、中国を範として律令による国家体制を樹立し、天平文化の開花をもたらし、また、官寺を中心とする鎮護国家仏教の中につて、それを支えるとともに、自らも多くの造寺をなしたのである。従つて、奈良朝時代を究明する上において、これら貴族の実態を明らかにすることは極要なことといつてよい。今日、学界においては、律令体制のうちに含まれる二元的なもの、例えば、貴族と豪族、家父長と行政官、古代家族と封禄、人情と理智、血縁的なものと、地縁的なものといった対照が見られるとして、それを藤原的、大伴的なるものとして表現されている。<sup>①</sup> もつとも、これには反論はあるが、しかし、奈良時代史の考察において、一つの重要なポイントをなすといつてよい。そこで、いま、奈良朝貴族の実態を究明する手がかりとして、仏教をとりあげ、この仏教を貴族たちが、どううけとめ、また信仰したかという点において、二つの傾向の一方の代表とされる藤原氏を対象として考察をすすめたい。律令國家の成立とともに台頭し、隆昌をみた典型的古代貴族である藤原氏が、鎌足以降、奈良時代末に至るまでに、どのように、造寺造塔造仏写經等を行つたかということを先ず検討しよう。さらに彼らは、鎌足以降、奈良時代を通じて政治の中枢にあり、一族の殆んどが、廟堂に列している点からして、奈良時代の仏教政策と深い関わりがあると考えられる。従つて、この点に特に留意し、奈良朝藤原貴族の仏教のうけとめ方、信仰について考察をめぐらすこととしたい。

註① 早くは保田与重郎、戦後、藤間生大『日本古代国家』(昭21)、さらに西郷信綱『日本古代文学史』(昭25)、また、竹内理一『古代貴族と仏教』

三「八世紀における大伴的と藤原的」（『史淵』<sup>52</sup>、のち『律令制と貴族政權』、昭32、所収）等によつて論じられた。これに対し、北山茂夫「古代農民の労働と闘争」（『万葉の世紀』昭28、所収）において反論している。

## 第一章 鍾足と仏教

### 一、鍾足の仏教事績

藤原氏の始祖、鍾足の仏教に関する事績としては、『藤氏家伝』その他によつて、興福寺維摩会の創始、同寺中金堂本尊大六釈迦像の造立、元興寺摸大乘論講説の資を施したことなどがあげられる。このような鍾足の仏教事績については、既に論考されているが<sup>②</sup>、改めて大化革新推進の政治家としての鍾足が、仏教に対するどの様な態度で接し、また、どの様に信仰していたかについて私なりの考察を加えてみたい。

鍾足が維摩会を開いたことについては、鍾足の曾孫にあたる仲麻呂が、天平宝字元年閏八月十七日、維摩会の興隆について上つた奏文中に、「今有<sup>ニ</sup>山階寺<sup>ニ</sup>維摩会者、是内大臣之所<sup>レ</sup>起也」と記している。また、『大織冠伝』にも、「大臣性崇三宝、欽尚四弘、毎年十月、莊嚴法筵、仰維摩之景行、說不二之妙理」と見える。仲麻呂の奏文中、鍾足の洪業に関する部分の冒頭に、「緼尋<sup>ニ</sup>古記」とあり、仲麻呂の南家に伝来されていた伝記によつて書いたことを明らかにしている。『大織冠伝』も、仲麻呂が「古記」によつて、天平宝字五年前後に、編纂したものであること、そして、「古記」というのは、持統五年八月に、十八氏の祖等の纂記を上進せしめたのに對して、不比等が撰述したものであろうと論考されている。<sup>③</sup>維摩会の鍾足開創のことが、このような「古記」によつて記されているとすれば、敢

えて疑うこともあるまい。ところが、天平宝字元年の仲麻呂の上奏文にも、また『大織冠伝』にも、鎌足の維摩会創始の時期、場所、趣意については、全く記していない。このため、上述の点について、後代、種々の説をなすようになる。先ず、昌泰三年（九〇〇）の『興福寺縁起』において、時期及び場所は記さないが、創始の事情について次のように述べている。

### 維摩会

右先正一位太政大臣、奉<sub>ニ</sub>為聖朝安穩、社稷无<sub>レ</sub>傾、謹發<sub>ニ</sub>弘誓<sub>ニ</sub>、始開<sub>ニ</sub>斯会<sub>ニ</sub>。然太政大臣沈<sub>ニ</sub>病、既廻<sub>ニ</sub>万計<sub>ニ</sub>、時有<sub>ニ</sub>百濟禪尼、名曰<sub>ニ</sub>法明、白<sub>ニ</sub>大臣<sub>ニ</sub>、我持<sub>ニ</sub>大乘<sub>ニ</sub>、名<sub>ニ</sub>維摩經<sub>ニ</sub>、其中所<sub>レ</sub>說問疾品、試奉<sub>ニ</sub>誦、相公御惱平愈歟、未<sub>レ</sub>誦<sub>ニ</sub>了一品<sub>ニ</sub>之前、相公御病既以平愈、時大臣稽首合掌言、生々世々歸<sub>ニ</sub>依大乘<sub>ニ</sub>、又為<sub>ニ</sub>師<sub>ニ</sub>禪尼<sub>ニ</sub>、仍講<sub>ニ</sub>維摩經<sub>ニ</sub>、

（下略）

即ち、維摩会は、鎌足の病気に当つて、百濟禪尼法明の維摩経問疾品誦誦によつて平癒したのを機縁として創始されたというのである。これが永觀二年（九八四）の『三宝絵詞』になると、さらに詳述されることも、場所も記されてくる。

昔大織冠内大臣鎌足のおとど、山城の宇治のこほり山階の村のすゑはらの家にすむ。久く身の病ありて、おほやけにつかへず。百濟の尼ありて其家にいたれり、内大臣問て云、「其國にかかる病する人ありや。」と。答て云、「病あり。」又問、「いかゞ治する。」答云、「維摩詰の形をあらはして、維摩経をよめば即やみぬ」と云。これによりて大臣家の中に堂をたて、其像をあらはし、其経を講ぜしむ。

とあつて、山階、陶原の家の堂中で維摩経を講じたといふ。さらに場所に加えて、その年代をも明記するのは、承暦

三年（一〇七九）、藥師堂遷円の記した『興福寺伽藍緣起』が最初である。

山階寺。人皇卅八代齊明天皇即位三年丁巳始鎌足内大臣建立山城国宇治郡山階里。同年維摩会始被行。

齊明天皇三年という年時が与えられるとともに、場所も「山階寺」ということになる。

この齊明天皇六年維摩会創始の説は、その後、『扶桑略記』、『僧綱補任抄出』ほかに書かれていくことになる。もつとも、『扶桑略記』は、法明の維摩經読誦による鎌足の病氣平癒を、齊明天皇二年とし、しかも、法明が先ず、天皇に奏し、「天皇大悅、法明始到」という話に發展している。そして、齊明三年に、「内臣鎌子於山階陶原家在山城國宇治郡始立精舍、仍設齋會、是則維摩會始也」とあるが、さらに齊明天皇四年に、福亮法師を講匠として講經が行われたことを附加している。結局、維摩会は、齊明三年に山階寺で始められたということになるが、これは、上述の如く、昌泰縁起以降、即ち平安時代中頃になつて言い出されてきたのであるから、慎重な検討が必要である。

齊明天皇三年といえば、宮居は後飛鳥岡本宮であつたが、内臣鎌足の邸宅も、高市郡藤原ノ大原にあつたことは、『大織冠伝』に、「生於藤原之第」とあり、また、長子貞慧も、白鳳十六年、即ち天智四年、「終於大原之第」と記されてあることによつて明らかである。すると、『三寶総詞』が、「山階の村のすゑはらの家に住む」と記したのは、何を根拠としたものであろうか。恐らく、『大織冠伝』に、鎌足を「葬於山階精舍」とあるのを見て、邸宅も山階にあつたものと推測したのであろう。そして維摩会も、その山階精舍で行われたものと考えたのであろう。ところで、山階精舍というのは、『興福寺流記』所引の「宝字記」によれば、

大津宮御宇天命開別天皇。八年歲次己卯冬十月、内大臣ニ豎入夜、七尺不<sup>レ</sup>安。嫡室鏡女王請曰、別造伽藍<sup>ノ</sup>安<sup>レ</sup>置前像<sup>ノ</sup>、大臣不<sup>レ</sup>許、至于再三<sup>ノ</sup>始乃從<sup>レ</sup>之。便於山階<sup>ノ</sup>、就開真院<sup>ノ</sup>世伝<sup>ノ</sup>山階寺<sup>ノ</sup>是也。

とある。即ち、「宝字記」の書かれた奈良時代後期の興福寺では、前身である山階寺の草創を、維摩会の創始とは関係づけて伝えられてなく、後述の大六枳迦像の安置をもつて起源としている。そして、齊明三年という伝承はなかつたものと見える。天智八年十月開創というが、鎌足が薨去したのは、同月十六日である。『大藏冠伝』に、「薨於淡海之第」とあり、また、書紀、天智八年十月辛酉の鎌足薨去条の割註に、「日本世記曰、内大臣春秋五十薨<sup>ニ</sup>于私第、遷殯<sup>ニ</sup>於山南」(下略)とある。「淡海第」は、琵琶湖に面する大津京の近くであつたろうから、「山南」は、当然、山科の地に当る。この山科の地に、喪屋をたて、凶穢な魂を鎮める儀礼を行つたわけであるが、『大藏冠伝』によれば、「粵以庚午閏九月六日、葬<sup>ニ</sup>於山階精舍<sup>ニ</sup>」とあり、庚午年、即ち、一年後の翌九年閏九月に送葬したということになる。『宝字記』には、天智八年十月、鏡女王が鎌足の許可を得て、「於<sup>ニ</sup>山階、就開<sup>ニ</sup>真院」と記しているから、一年後に堂舎が造立されたので、鎌足を葬つたということであろうか。寺に送葬することは、平安時代以降一般に見られるが、奈良時代には、国分寺建立詔にも、「不<sup>レ</sup>欲<sup>ニ</sup>薰鳬所<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>」、「尽<sup>ニ</sup>潔清<sup>ニ</sup>」とあるように、寺院は喪葬と関わらなかつたと考えられる。この点、「葬<sup>ニ</sup>於山階精舍<sup>ニ</sup>」という記載は留意に値する。山科に殯したということ、精舍に葬るということと考え合すと、宝龜三年八月十八日紀に、淳仁天皇改葬に当つて、「又度<sup>レ</sup>當處年少稍有<sup>ニ</sup>淨行<sup>レ</sup>者二人<sup>ニ</sup>常廬<sup>ニ</sup>墓側<sup>ニ</sup>令<sup>レ</sup>修<sup>ニ</sup>功德<sup>ニ</sup>」と見えるのが参考となる。墓側に廬を結ぶというのは、本質的に殯と異らない。殯の喪屋が、仏教化して精舍となり、固有の鎮魂儀礼に代つて、淨行僧に功德を修せしめるということである。<sup>(5)</sup> 山階精舍というのも、鎌足の殯における仏教的喪屋の発展と思われる。かつて山階寺の遺跡として、京都市東山区山科大宅の白鳳時代古瓦を出土する廃寺跡が、あてられていた<sup>(6)</sup>。しかし、昭和三十三年、名神高速道路敷設に当つての発掘調査において、山階寺跡であると積極的に見なし得ないとされた。<sup>(7)</sup> 「精舍」と記されてあるように、寺院としての形態

を整えていなかつたのであるまいか。

上述の如く、山階精舎の存在は、一応認められるが、その草創は、『宝字記』の記す如く、天智八年である。従つて、維摩会がそれ以前の齊明天智三年、山階寺で創始されたとすることは認め難い。また、山階陶原家という『三宝縁詞』の説も、前述の如く、鎌足の邸宅としては、高市郡の大原第と、大津遷都後の淡海第以外、知ることはできず、認められない。結局、維摩会の創始は、大原の第であつたと考えられる。ともあれ年代は別として、鎌足の仏教事績として、維摩会を開いたことを先ず挙げられよう。

鎌足の仏教事績の第一に挙げられるのは、興福寺中金堂本尊、丈六釈迦像造立のことである。これについて記す最初の史料は、天平宝字年間の興福寺縁起資財帳である。これは、遺存していないが、『興福寺流記』所引の「宝字記」及び護国寺本『諸寺縁起集』所載「興福寺縁起」によつて、ほぼ復原できる。従つて、いま、両者によつて丈六釈迦像造立事情を見ることとしよう。即ち、皇極天皇四年、蘇我入鹿の専横に対し、鎌足は輕皇子を立てて君となそうとしたが、事の成就しないことを慮り、発願して釈迦丈六像一軀、挾持菩薩并四天王像を奉造、四天王寺に奉畠したところ、遂に輕皇子の即位が定まつた。そこで、山階においてこの像を敬写したが、未だ請坐しなかつた。天智天皇八年に至つて、鎌足の嫡室鏡女王が、伽藍を造立して、この像を安置したいと請うたが、鎌足は許さなかつた。再三の請により許され、山階に真院を開いた。即ち、これが山階寺である。凡そ、上述の如き次第であるが、昌泰縁起では、山階寺建立を、「天智二年己巳」と記すが、己巳年は、天智八年でなければならない。承暦縁起も、鎌足が入鹿誅滅のために発願造像し、天智八年、鏡女王が山階寺を造建したと記している。『扶桑略記』も、鎌足が入鹿誅滅に当つて発願、造像したことを述べているが、輕皇子の即位を願つてということは記さず、書紀に見られるように、

蘇我山田石川麻呂と通謀するため、鎌足と輕皇子が相謀つて、石川麻呂の女を中大兄皇子に娶らせ約諾させたことがのせられている。何れにしろ、天平宝字年間以降興福寺側で、中金堂本尊の釈迦像が、鎌足造立であると伝えていたということになる。

ところが、このような造像の由来についての所伝で想起されるのは、崇峻前紀に見える聖德太子、蘇我馬子の四天王寺、法興寺建立についての記載である。即ち、物部氏討伐に当つて苦戦におち入つた時、太子は四天王像を造つて戦勝を祈願し、もし勝たせてくれるならば、四天王寺を建立しようと誓い、馬子もまた、飛鳥寺を建造することを誓つたが、物部氏を滅亡させ得たので、乱後、誓いの通り、それぞれ寺を建てたというのである。造像、造寺事情は、鎌足の場合と類似しており、同質的な所伝といえる。この太子が、物部氏討伐に当つて四天王像を造立したというのは、後代、太子に対する信仰のたかまりにつれて語り出されたものであろうことが、既に先学によつて指摘されている。<sup>(8)</sup>これと類似の事情を述べる鎌足の釈迦像造立のことも、前述の『大織冠伝』に記していないことからしても、興福寺側で、天平宝字の頃、縁起資財帳作成に当つて、中金堂本尊の由来譚として構作されたものかと考えられる。あるいは、後章に述べる如く、仲麻呂の父祖の洪業顯彰に呼応して語られたものかもしれない。

次に、鎌足が元興寺（飛鳥寺）における摂大乘論講説の資として、家財を割取り寄捨したということについて考えよう。これは、天平九年三月十日、元興寺の摂大乘論門徒を抽出して興福寺でも摂大乘論の講説を行うことと請うた『太政官奏<sup>(9)</sup>』に、「右得<sup>ニ</sup>皇后宮職解<sup>レ</sup>傳。始興之本、從<sup>ニ</sup>白鳳年、迄<sup>ニ</sup>于淡海天朝、内大臣割<sup>ニ</sup>取家財、為<sup>ニ</sup>講説資」（下略）と見える。さらに、『大織冠伝』にも、「亦割<sup>ニ</sup>取家財、入<sup>ニ</sup>元興寺、儲<sup>ニ</sup>置五宗學問之分、由<sup>レ</sup>是賢僧不<sup>レ</sup>絶、聖道稍墮、蓋斯之徵哉」と記している。しかし、その年月については、全く記していない。天平九年の『太政官奏』に

見える「白鳳年」は、白雉と同じと考えてよいことは、既に先学の指摘するところである。また撰論宗が、この頃に伝来されたことも認められている。富貴原章信氏は、推古三十一年の留学僧の帰朝以後、齊明天皇七年、道昭の帰朝以前の間とされている。<sup>(10)</sup> 従つて鎌足が、白雉年間に飛鳥寺の撰大乘論徒を外護したことは、認めてよからう。

以上のほかに、鎌足には観音に対する信仰、及び、弥勒上生信仰があつたらしいことが、『大織冠伝』に見られる。即ち、

至秋七月、天皇御体不愈於<sup>レ</sup>是大臣中心危懼、祈<sup>ミ</sup>禱神祇、亦依<sup>ミ</sup>三宝、敦求<sup>ミ</sup>眉寿<sup>ハ</sup>、璧像<sup>シ</sup>申<sup>レ</sup>臂而摩<sup>レ</sup>頂、觀音寄<sup>レ</sup>夢以現<sup>レ</sup>空、聖應有所煥然明矣

さらに、同伝に、鎌足の死後、天智天皇が宗我舍人臣を遣しておくられた誅詔の中に、

加以出家歸<sup>レ</sup>仏、必有<sup>ミ</sup>法具、故賜<sup>ミ</sup>純金香炉<sup>一</sup>持<sup>ミ</sup>此香炉<sup>一</sup>如<sup>ミ</sup>汝<sup>ニ</sup>誓願<sup>ハ</sup>、從<sup>ミ</sup>觀音菩薩之後<sup>ハ</sup>、到<sup>ミ</sup>兜率陀天之上<sup>ハ</sup>、日日夜夜、聽<sup>ミ</sup>弥勒之妙說<sup>一</sup>、朝朝暮暮、轉<sup>ミ</sup>真如之法輪<sup>一</sup>

と見られる。後者の鎌足に金香炉を賜わつたことは、天智八年十月十九日紀に、「天皇幸<sup>ミ</sup>藤原内大臣家、命<sup>ミ</sup>大錦上蘇我赤兄臣、奉<sup>ミ</sup>宣恩詔、仍賜<sup>ミ</sup>金香炉<sup>一</sup>」とある。しかし、観音に従つて兜率天往生のことは記されていない。弥勒信仰が、わが国で現われるのは、天智天皇の時代からのようであり、従つて、鎌足が弥勒上生信仰をもつことは不思議ではない。また、観音信仰も、大化前後の紀年銘をもつ観音像の遺存からして、鎌足の時代に行われていたことが認められる。しかし、観音に従つて兜率天往生するということは、少しおかしいと思われる。弥勒と観音とは妙なり合せであり、あるいは弥陀淨土と混同しているのであろうか。平安時代中頃までは兜率天と弥陀淨土が明瞭に識別されていなかつたようであるから、観音に従つてと考えられたのかもしれない。齊明天皇の病氣に眉寿を念じた時の

観音に関する記載も、わかりにくい。観音に病氣の平癒を祈ることは、神龜五年八月、皇太子基王の病氣に際し、観音像を造立させており、現世利益的観音信仰もなかつたわけではない。しかし、大化前後の紀年銘を持つ観音像は、多く追善的信仰から造立されている。そして、観音信仰は奈良朝において最も盛んになる。<sup>(1)</sup>『大織冠伝』の編者と見られる仲麻呂も、後章で述べるように、興福寺講堂に、不空羈索観音、東院西檜皮堂にも観音を造立安置しており、観音信仰をもつていたといえる。あるいは、仲麻呂の観音信仰が、『大織冠伝』の中に反映しているのではないかと考えられる。

## 二、鎌足の仏教觀

以上、鎌足の仏教事績について検討を加えてきたが、通觀して彼の仏教信仰は、どのようにいいうるであろうか。この点に関し、さらに留意しなければならないのは、彼が大化改新の中核にあつて改新政治を推進させてきた政治家であるという点についてである。即ち、改新政治における対仏教政策も、彼が関与していると考えられるから、その点から彼の仏教觀をうかがうこととしたい。大化改新の仏教政策としては、大化元年八月癸卯詔が、先ず取りあげられる。この詔については、仏教興隆の詔と見るもの、逆に仏教を正教の名の下に敬遠し、政治的統制の対象としたものとする見解<sup>(2)</sup>、さらに書紀編纂者の潤色があり、そのまま受けとることの危険を指摘するものなど、種々論究されていいる。抑々、大化改新は、氏族共同体体制の行きづまりに逢着して、先進中國の国家体制を範として、官制による中央集権国家を樹立するにあつたといえる。従つて、各方面に亘つて改変を行い、新らしい体制の中にくみ入れて統御しようとすることになろう。仏教といえども同様であり、それを排除するのではなく、中央集権国家体制の中において

行わるべきものとされる。仏教の場合、大化前代においては、蘇我氏の主導の下に、造寺、造塔、造仏が行われ、蘇我一族の氏族共同体的なものであつたといえる。いうまでもなく、聖德太子によつて、三宝興隆がなされたが、太子においては、仏教を蘇我氏に見られるような新らしい呪術としてではなく、高遠な教義を本格的に理解され、それを政治の指導理念としてとり入れようとしたのであり、且つ、自ら深い信仰に入れられ、「世間虚偽、唯仏是真」の境地に立ちいたられたのである。このような情勢にあつた仏教は、その主導者であつた蘇我氏の滅亡によつて、当然、そのあり方が問題となつてくる。これに対し、改新政府は、早々に仏教に対する方針をうち出し、豪族たちの動搖を抑えようとした。即ち、先ず仏教は從来、蘇我氏によつて特に興隆されてきたが、改新政府も仏教そのものは否定するのではなく、正教として崇ぶことを明らかにし、次いで、具体的な仏教施策として、新らしい国家体制の中で、寺院、僧尼も「如法」く修行するよう、寺司、寺主、十師を任命して監督、統御しようとしたのである。これが、大化元年八月癸卯に発布された詔であつたと考えられる。このような改新政府の対仏教策は、当然、中大兄皇子を中心として、そのブレーンである僧旻、請安ら中国留学僧の見聞した、隋・唐の仏教政策の知識にもとづくものであり、従つて、彼ら帰朝留学僧に学んだ鎌足も、ともに同じ考え方であつたといえる。鎌足も仏教を正教として崇ぶが、しかし、前代の蘇我氏の仏教の如く、氏族共同体的なあり方でなく、国家体制をみださないあり方でなければならぬと考えていたといえる。

この様に推測される鎌足の仏教觀は、さらに彼の人間像を伺うことによつて、より一層明らかになるであろう。鎌足の出自は、いうまでもなく中臣氏であり、従つて、その職掌は、『大藏冠伝』に、「世掌<sub>ニ</sub>天地之祭、相和人神之間」とあるように、代々朝廷の祭官であつた。鎌足も当然、この職務につく筈であつたが、彼は、これを辞退して國子

連の系統に譲り、輕皇子、中大兄皇子に接し政界に入つたのである。この伝統的な神祇祭祀の職掌を享けなかつたといふのは注意される。『大織冠伝』に、「性仁孝、聰明叡哲、玄鑑深遠、幼年好學、博涉書伝、每讀太公六韜、未嘗不反覆誦之」とある如く、幼時から書物を好んだ鎌足にとつては、神祇祭祀よりも、唐から帰朝の留学生たちが学んできた周孔の教によりひかれたのであろう。しかし、周孔の教をうけた師は、南淵請安や僧旻などの僧であり、当然また仏典に接し得たと考えられる。特に中国では、南北朝から隋代にかけて、仏儒一致の思想が行われていたから、内、外典ともに学ぶことに矛盾はなかつた。従つて鎌足が、仏教に関心を示したことは首肯しうるが、それが、維摩經や、撰大乘論であつたことは興味深い。維摩經は改めて申すまでもなく、在俗の身で、大乘菩薩の行業を修し、無生忍を得て弁才无礙であつた維摩居士所説の經で、維摩が病臥した時、文殊師利の見舞をうけ、種々の法門を談じつつ、般若の不二法門を宣説したものである。従つて、般若皆空、無相不可得の深義を示してはいるが、この読誦によつて、療病的呪的効果を期待すべき經ではあり得ない。これを鎌足の病氣に当つて、特に問疾品を読誦したというのは、この經が、維摩の病臥に対して文殊の見舞、即ち問疾に始まるごとに着想したものであろう。經のとく本意をとらず、即事的にうけとつてゐる点は、奈良時代において、大般若經の説く空觀を、そのまま災禍を空しくするものとして、攘災招福を期待して読誦したのと発想を同じうしている。しかし、鎌足の場合、維摩會創始の由縁を、治病の効によるものとするのは、昌泰縁起において始めて見られるところで、『大織冠伝』には、「仰維摩之景行、説不二之妙理」とあり、經の本質に則しての講經会であつたことを記している。百濟禪尼法明というのも、他の史料に見られず、いかなる人物か不明である。従つて鎌足による維摩會の創始は、治病という呪的因縁によるものでなく、般若皆空の深義を説く經の趣意と、さらに、在俗の居士である維摩の所説で、經中に、「愛諸異道、不毀正信、

雖、明ニ世典、常樂「仏法」ことなどに関心をもつたものと思われる。特に、「若在ニ大臣、大臣中尊教以ニ正法、若在ニ王子、王子中尊示以ニ忠孝、若在ニ内官、内官中尊化ニ政宮女、若在ニ庶民、庶民中尊令ノ興ニ福力」とあることなど、政治家として興味をもつたに違いない。鎌足にとつては、仏教を呪術としてではなく、儒教と同様に、現実に處する上での理念として受けとつていたものであろう。撰大乘論講説を援助したのも、仏教教学に関心をもつていたからで、その研鑽によつて、「賢僧不絶、聖道稍隆」を望んだわけである。この点、前代の蘇我氏の造寺、造塔を主とする仏教受容と、いささか異なるといつてよい。

註② 横田健一「藤原鎌足と仏教」(『日本仏教』5、昭和34)。

③ 『続日本紀』、天平宝字元年閏八月十七日条。

④ 横田健一「藤原鎌足伝研究序説」(『関西大学「文学論集」創立七十周年記念特輯、昭30)。

⑤ この点については、拙稿「藤原道長の淨妙寺について」(『撰閑時代史の研究』昭40)を参照されたい。  
『京都府史蹟勝地調査会報告』第二冊(大正4)。

⑥ 『名神高速道路路線地域内埋蔵文化財調査報告』(昭34)。

⑦ 藤田嘉一郎「四天王寺の創立に関する研究」(『大谷史学』1、昭26)ほか。  
『類聚三代格』巻1。

⑧ 『日本唯識思想史』(昭19)。

⑨ 速水侑「律令社会における弥勒信仰の受容」(『南都仏教』10、昭36)。

⑩ 速水侑「奈良朝の觀音信仰について」(『続日本紀研究』10の8・9、昭38)。

⑪ 例えば、辻善之助『日本仏教史上世編』(昭19)。

(11) 家永三郎『上代仏教思想史研究』(昭17)。

(12) 津田左右吉『日本古典の研究下』(昭23)。

(13) 五来重『民俗信仰としての大般若經』(『印度学仏教学研究』3の1、昭30) 参照。

## 第二章 不比等と興福寺建立

### 一、定惠の事績

鎌足には、不比等と、俗名真人、出家して法名定惠といった二人の男子と、天武天皇夫人となつた氷上娘、五百重娘の二人の女子とがあつた。長子貞惠については、旧伏見宮家所蔵『大織冠伝』の末尾に、『貞慧伝』があるが、これは、概ね信頼度の高い史料とみてよいようである。<sup>(14)</sup> しかし、事績としては、十一歳で出家、渡唐し、慧日道場において学び、白鳳十六年歲次乙丑九月に帰朝、その年の十二月廿三日、大原の第で、わずか廿三歳の若さで死んだというのみである。ところが、『多武峰縁起』等には、定惠が多武峯に、父鎌足の墓を改葬し、十三重塔を建て、塔下に遺骸を納めたという。さらに後、塔の南に三間四面の堂を建て、妙楽寺と号したと伝えている。しかし、その生年、入唐、帰朝年代、多武峯建造年代については、『貞慧伝』のほかに諸説があつて明らかでない。いま、『貞慧伝』に従えば、定惠の唐から帰朝の年代及び没年は、白鳳十六年、即ち、天智四年(六六五)である。書紀においても、定惠の帰朝年代を、『伊吉博徳書』によつて、乙丑年、即ち天智四年としており、『貞慧伝』の記載を信じてよいといえる。定惠の没年を天智四年とすれば、鎌足の薨去は、それより四年後の天智八年(六六九)であるから、定惠が、父鎌

足の墓を多武峯に改葬するということとは、考えられない。鎌足の墓所は、『大織冠伝』によると、淡海の第で薨じ、「庚午閏九月六日、葬<sup>ニ</sup>山階精舎」<sup>⑨</sup>という。多武峯については、何等記すところがなく、伝編纂の天平宝字頃には、多武峯に墓はなかつたと見られる。多武峯の墓について記すのは、『三代実録』、天安二年十二月九日条、十陵四墓を定めた中に、「贈太政大臣正一位藤原朝臣鎌足多武峯墓在<sup>ニ</sup>大和國十市郡」と記されてあるのを初見とする。しかし、この墓が、鎌足とあるのは疑問で、『延喜式』諸陵寮では、「多武峯墓<sup>贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣。在<sup>ニ</sup>大和國十市郡東西十二町南北十二町。無<sup>ミ</sup>守戸<sup>ハ</sup></sup>」とあり、鎌足については記されていない。『延喜式』内閣文庫慶長写本の同項書入に、「国史並貞觀式云、大織冠墓云々、今文已違式誤也」とあり、また、『三代実録』の狩谷掖斎校本に、「契仲曰、鎌足二字恐當<sup>ニ</sup>後人攬入<sup>ハ</sup>、无<sup>ミ</sup>鎌足贈<sup>ニ</sup>太政大臣、多武峯墓不比等」といつており、また、宣長も不比等といつて<sup>⑩</sup>いる。結局、鎌足の墓を多武峯と明瞭に記すのは、『扶桑略記』あたりからで、従つて、平安中期以降といえる。これは、『多武峯略記』に、智朗禪師が「天暦八年於<sup>ニ</sup>談岑<sup>下</sup>奉<sup>ニ</sup>為大織冠、始修<sup>ニ</sup>読経会」<sup>⑪</sup>とあるから、田村吉永氏も論考された如く、この法会が契機となつて鎌足と多武峯を結びつけるため、定惠の多武峯改葬という説話を構作するに至つたものであろう。何れにしろ、定惠については、在唐中の研学について推察を加え得るのみで、帰朝後は、僅か三ヶ月にして没しているので、その信仰、事績については知り得ない。

## 二、維摩会の再興と興福寺建立

次に、第二子不比等については、『大織冠伝』、『貞慧伝』、『武智麻呂伝』とともに、その伝記があつたことは、『大織冠伝』の末尾に、「有<sup>ニ</sup>二子<sup>一</sup>貞恵史、俱別有<sup>レ</sup>伝」とあることによつて知られる。しかし、今日伝えられてお

らず、『続紀』の不比等関係記事、及び『東大寺要録』所引、『延暦僧録』の「政事居士伝」、さらに興福寺関係史料に見られるところによつて伺う他ない。

続紀の不比等関係記事は、十三カ条で、しかも簡略で、仏教に関する事績は全く記されていない。『延暦僧録』の伝も、「勤王奉仏真俗無<sub>レ</sub>違」とか、「兼恭<sub>レ</sub>敬三宝、度<sub>レ</sub>奉四依、繕<sub>レ</sub>写龍宮、翫<sub>レ</sub>誠石室、興<sub>レ</sub>建仏事」等、抽象的な文辭のみで、具体的な事績については知ることができない。しかし、先章で述べた天平宝字元年閏八月十七日の仲麻呂の上奏に、

(前略) 今有<sub>ニ</sub>山階寺、維摩会者、是内<sub>レ</sub>大臣<sub>ノ</sub>之所<sub>レ</sub>起也、願主垂<sub>レ</sub>化、三十年間無<sub>ニ</sub>人紹興<sub>一</sub>、此会中廢、乃至<sub>ニ</sub>藤原朝廷、胤子太政大臣<sub>(不比等)</sub>、傷<sub>ニ</sub>構堂<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>將<sub>レ</sub>墮、歎<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>山之末<sub>レ</sub>成、更發<sub>ニ</sub>弘誓<sub>一</sub>、追繼<sub>ニ</sub>先行<sub>一</sub>、則以<sub>ニ</sub>毎年冬十月十日、始開<sub>ニ</sub>勝筵<sub>一</sub>、至<sub>ニ</sub>於内大臣忌辰<sub>ニ</sub>終為<sub>ニ</sub>講了<sub>一</sub>。(下略)

とあり、不比等が鎌足創始の維摩会を再興したといつてゐる。さらに、『興福寺流記』所引の「宝字記」には、鎌足の嫡室鏡女王の請により、山階に真院を開いた山階寺は、その後、高市の厩坂に移され、厩坂寺となつたが、さらに、後及<sub>ニ</sub>和銅年中、先太上天皇、俯從<sub>ニ</sub>民願<sub>一</sub>、遷<sub>ニ</sub>都平城<sub>一</sub>、太政大臣、又於<sub>ニ</sub>春日<sub>一</sub>、更營造焉、仍定<sub>ニ</sub>其額<sub>一</sub>、名<sub>ニ</sub>興福寺<sub>一</sub>と、記している。即ち、奈良興福寺を建立したということである。従つて、不比等の仏教事績として、先ず維摩会の再興と、平城興福寺の造営の二件が挙げられる。

維摩会の再興については、先の仲麻呂奏文には、場所、及び年代共に記していない。しかし、『一中歴』にひく『不比等伝』には、

淡海公伝云、慶雲三年十月於宮城東第、設維摩會、々々々者大臣之所始也

とある。『政事要略』にも、恐らく『不比等伝』と思われる「旧記」をひいて、「慶雲三年十月、大臣於宮城東第維摩会、奉<sup>ヨシ</sup>為内大臣、令<sup>ヨシ</sup>講无垢称經」と記している。『扶桑略記』も、『不比等伝』を見たものか、略同様に書いている。この「宮城東第」というのは、藤原宮の東にある高市郡藤原（また大原）の第と見られる。これは、『大織冠伝』に「生於藤原之第」と見られるように、藤原氏の邸宅であつた。ところが、『三宝絵詞』の「山階寺維摩会」の条では、

大臣の二男不比等年わかくして、父におくれぬ。漸くつかへ昇て大臣の位にいたる。又身に病あり。其祟をうらなはするに、おやの時の法事のたえたるたゞりなりといへり、このゆゑに維摩会をおこなふ。陶原の家より法光寺にうつし行ふ。法光寺より殖櫻寺にうつしおこなふ。後に不比等のおとゞ興福寺をたて玉ふ。

とある。即ち、宮城東第ではなくして、法光寺であり、さらに殖櫻寺、そして興福寺へと三転して行われたというのである。さらに、『扶桑略記』では、慶雲三年城東第、同四年厩坂寺、和銅二年植櫻之淨刹、同七年十月興福寺と四転したことになつてゐる。結局、

一、法光寺（中臣寺）→殖櫻寺→興福寺

二、城東第→厩坂寺→殖櫻寺→興福寺

ということになる。法光寺、殖櫻寺等については、福山敏男博士の詳しい論考<sup>(2)</sup>があるので、いまは、それに従つて見ると、法光寺は、中臣国足が天武朝に、同天皇のために建てた寺であるが、しかし、藤原寺とは別寺であつたと考えられる。この寺で、維摩会再興がなされたとすることは、藤原氏の前姓、中臣氏の氏寺であるから、その因縁で考えられぬこともない。しかし、『三宝絵詞』の一本、東寺鈔本には、法花寺と記すという。法花寺といえば、もと不比

等の邸で、のち皇后となり、それが宮寺とされ、さらに法華寺となつた寺が想起される。旧不比等邸の法華寺が、平城宮の東に当ることを考えると、『三宝絵詞』は、「宮城東第」というのを、平城宮東第と思い、旧不比等第即ち法華寺を維摩会再興の場所としたのではなかろうか。不比等の維摩会再興の場所は、藤原第と見なすべきであろう。

次に、厩坂寺、殖槐寺を転々移修されたと伝える点についてみると、両寺は何れも、その存在を認めうる。厩坂寺は、前述の『宝字記』に、「櫛輿廻鴛南都飛鳥、仍復移<sub>レ</sub>造高市厩坂、故亦名<sub>レ</sub>厩坂寺」とあり、山階寺の後身、平城興福寺の前身であると伝えている。『正倉院文書』の天平三年に始まる「写經目録」中に、

以前經部卷數、專所、御願写訖厩坂寺僧百口講說、齋會

と見える。これは、聖武天皇勅願一切經の講説を意味すると思われるが、この厩坂寺というのは、やはり藤原氏有縁の天皇願經の講会を四百人もの僧を出して勤めるといえど、藤原氏寺の興福寺が最もふさわしい寺として考えられる。平城興福寺は、奈良時代になつても、「山階寺」とよばれたことは、『正倉院文書』に頻出することによつて知られるが、また、「厩坂寺」と呼ばれていたことも知りうる。平城元興寺も、平城京移転前の地名による寺名、即ち、「飛鳥寺」と呼称されたことは、『続紀』、『正倉院文書』によつて明らかであるが、興福寺も、奈良時代通じて、「山階寺」、「厩坂寺」の別称をもつていたことは、平城京に建立される以前、山階、厩坂にあつたことを示しているといえる。

殖槐寺は、法号を建法寺といつたが、天平神護元年四月五日の僧綱牒印によると、後章に述べる前山寺（栄山寺）とともに、仲麻呂の手によつて東大寺から経論を借りており、仲麻呂と何か特別の関係があつたようである。この寺は、『日本靈異記』に、「諾葉石京殖槐寺之辺里」とあるから、平城京にあつたと見られる。

叙上、維摩会移修の寺々について、それらが、何れも藤原氏と関連のあることが明らかにされた。従つて、維摩会が、不比等によつて城東第で再興された後、厩坂寺、殖櫻寺でも勤修されたと見てよいといえよう。

次に、不比等の興福寺造建については、前掲の『宝字記』に記されているが、しかし、造建年代を、「和銅年中」とのみ示している。同じ『興福寺流記』に引く『弘仁記』には、

至<sup>ミ</sup>和銅三年、歲在<sup>ニ</sup>閏茂、竜興雲從、虎嘯風生。更閱<sup>ニ</sup>春日之勝地、重闢<sup>ニ</sup>秋夜之高天<sup>ニ</sup>云云  
とあり、『昌泰縁起』には、

和銅三年歲次庚戌、太上天皇、俯從<sup>ニ</sup>人願<sup>ニ</sup>、定<sup>ニ</sup>都平城<sup>ニ</sup>、於<sup>レ</sup>是太政大臣相<sup>ニ</sup>承先志<sup>ニ</sup>、簡<sup>ニ</sup>春日之勝地<sup>ニ</sup>立<sup>ニ</sup>興福之伽藍<sup>ニ</sup>也

とある。ここに和銅三年とあるのは、平城遷都のなされた年をいつており、寺の造建年代そのものを示しているとはいえない。ところが、後代、この和銅三年をもつて興福寺建立の年と解するに至り、『醍醐寺本諸寺縁起集』をはじめ、多くこれに従つている。しかし、既に福山敏男博士の論考された如く<sup>(22)</sup>、平城遷都と同時に造建というのは、いささか疑問である。『続日本紀』養老四年十月十七日条に、「始置<sup>ニ</sup>養民、造器<sup>ニ</sup>、及造興福寺仏殿<sup>ニ</sup>司<sup>ニ</sup>」とある。また、『宝字記』には

西院円堂、并仏菩薩縁起者、平城宮御宇奈保山太上天皇、并中太上天皇、為<sup>ニ</sup>藤原太政大臣<sup>ニ</sup>所<sup>レ</sup>造也。天皇欲<sup>レ</sup>令<sup>ド</sup>永滅<sup>ニ</sup>有縁之塵勞、長証<sup>シ</sup>無等之常樂<sup>シ</sup>、仍勅<sup>ニ</sup>右大臣從<sup>ニ</sup>位長屋王<sup>ニ</sup>、別造<sup>ニ</sup>此院并仏菩薩等像<sup>ニ</sup>也。養老五年秋八月三日、丹青方畢、莊嚴就<sup>レ</sup>功云云

と見える。養老五年不比等の一周年忌に西院円堂即ち北円堂が建立されたというのであるが、すると、養老四年の造興

福寺仏殿司の設置は、この北円堂造建のためと考えられる。しかし、造興福寺仏殿司が、「始置」とあるからといつても、この養老四年に興福寺造営が始められたというのではなく、官営事業として行われることになつたという意味であろう。『宝字記』に引く「弥勒淨土緣記」によると、養老五年八月三日、亡不比等のために、その子女が弥勒淨土変を造立供養したことが知られる。この弥勒淨土變は、金堂に安置されたものであるから、養老五年、この供養がなされる以前に金堂は造建されていたといえる。『承暦縁起』において、「興福寺」条下に、「和銅七年<sup>甲寅</sup>被<sup>ニ</sup>供養」、と記し、また、「中金堂」条下に、「和銅七年御草創」とある。これは何によつて記したものか明らかでないが、平城遷都後、建造を始め、先ず金堂が完成するにふさわしい年代といえよう。ともあれ、興福寺は、大官大寺、飛鳥寺、薬師寺等の飛鳥の諸大寺に先立つて、平城遷都後、いち早く建立されたわけで、右大臣として遷都の議を進めたであらう不比等は、自ら範を示して、厩坂の寺基を移し、興福寺の造営を行つたといえる。

不比等の造寺に関しては、興福寺のほかに、一、二伝えるところがある。例えば、法華寺を建立したといふ伝である。即ち、『伊呂波字類抄』、興福寺条に、「元明天皇御宇和銅三年<sup>庚辰</sup>三月、右大臣不比等造<sup>ニ</sup>金堂并法花寺」<sup>④</sup>とあり、『和州旧跡幽考』、『大和名所図絵』、『大和志』等、この説をとつている。しかし、既に福山博士が指摘された如く<sup>⑤</sup>、法華寺は、もと不比等邸の地で、のち光明皇后宮となり、さらに天平十七年五月、この皇后宮を宮寺としたが、天平十九年頃、法華寺号を称し、大和国分尼寺となつたものである。従つて、法華寺を不比等の建立とするることはできない。

また、『大和志』には、「竹林寺」下に、「在笠村、俗呼<sup>ニ</sup>笠寺、山号<sup>ニ</sup>鷲峯、明応六年化縁簿曰、大臣不比等創建」とある。笠寺とよび、鷲峯山と号したというと、福山博士指摘の観智院所蔵『仏菩薩等図像』中に、「鷲峯山院

大和國、  
城上郡、  
又笠寺長岡  
大臣とある寺と同一かと見られる。しかし、長岡大臣、即ち藤原永手を本願主としている。何れにしろ後代の記載で、直ちに認めるることはできない。

### 三、不比等の佛教觀

上来、維摩会の再興と、興福寺の造建という不比等の佛教事蹟について検討を加えてきたが、さらに視角をかえて、彼が、父鎌足以上の実力政治家であつたという点に留意して考察を深めたい。改めていうまでもなく、彼は大宝律令の制定、養老律令の編修など、文武朝から元明、元正朝を通じて常に政治の中枢にあつて、律令体制の確立、推進に尽している。従つて、文武朝から元正朝に至る佛教政策も、多く彼の関与するところと考えてよかろう。この点から彼の佛教觀を考察することとしよう。

かつて、家永三郎博士は、文武朝以後三朝における佛教について、大化改新時に次ぐ第二の中衰期にあつたと論考された。<sup>(5)</sup> いま、文武朝以降、元明、元正朝に至る佛教關係記事を、『続紀』について見ると、この前後の天武持統朝及び聖武孝謙朝において顯著に見られる講經、斎会、その他の仏事、法会が、甚だ少いことに留意される。この傾向は、特に元明、元正朝に著るしく、不比等が右大臣に昇任した和銅元年から、彼が薨去した養老四年までは、わずかに、和銅元年六月廿八日、天下太平、百姓安寧のために、都下諸寺に転經せしめたのと、靈龜元年、弘福、法隆二寺に斎を設けたの二件記すのみである。この反面、僧尼、寺院の規制に関する記載に満みているといつてよい。いま、煩をいとわず挙げると、

元明和銅五年 九月十五日 三綱を補任

和銅六年四月十七日 諸寺の田記を改む

和銅六年十月八日 諸寺の田野の過格を還さしむ

同七年三月十日 沙門義法を還俗さす、占術を用うるため

靈龜二年五月十五日 廃寺の合併令

同二年五月廿八日 僧綱に印を充つ

養老元年四月廿三日 行基らの僧尼を取締り、僧弊を止す

養老元年五月十七日 浮浪の徒の得度を禁じ、僧尼侍者のことを制す

養老二年十月十日 僧尼の学事德行を奨励

同三年十一月一日 神歡、道慈を賞す

同四年一月四日 始めて僧尼に公驗を授く

以上の如き僧尼、寺院の統制は、律令の規定にもとづく施策であり、その根本は、いうまでもなく、僧尼令にある。この僧尼令は、既に多くの先学の論ずる如く、<sup>(8)</sup> 儒教思想にもとづき、外法による規制が強く打ち出されている。勿論、四分律、梵網戒に準拠した内律によつてもいるが、第五条の如く、「別立道場聚衆教化」ということが禁止されていふことなど、大乗仏教の本質である利他行を否定する条項があり、また多くの禁止条項の上に、律に属すべき罰則まで厳しく規定していることは、政令として異常なことである。この様な僧尼令に見られる仏教觀は、大宝、養老律令編修の重要な一人であつた不比等にも通ずるところと見てよい。律令の編修は、刑部親王を主班とし、また僧尼令の撰者は、道君首名であつたかもしれないが、律令制定の中心にあつたのは、持統上皇の信任あつい不比等であつたと

考えられる。改新の推進者、鎌足の子として生れ、先進中国の法制にくわしい典型的律令官人貴族である不比等においては、律令による集権国家体制確立という点に考えの中心がおかれていたと見られる。僧尼令及び前掲の仏教政策からすれば、規制の対象となるのは教法そのものでなく、社会的存在としての寺院、僧尼についた。例えば、「聚衆教化、妄説「罪福」、「焚<sub>レ</sub>身捨<sub>レ</sub>身」、「俗人、付<sub>ニ</sub>其經像、歷<sub>レ</sub>門教化」等の如き、いわば國家の治安をみだす恐れのあること、あるいは、「私度、及冒名相代」など、律令財政の基礎となる課口確保の上に支障を来すことが問題であり、規制されねばならないとされた。事実、養老期に入つて、律令制の諸矛盾が表面に出てくると、僧尼令で規制した事々が、実際に流行し、社会不安をかきたてた。それに対し、執政の首座についた不比等は、養老元年以降、前掲の如き禁令や、統制策を相次いで出すのである。

このように不比等の寺院、僧尼の統制は、あくまで律令政治推進の上から、不都合なあり方、行為を規正せんとするものであつた。不比等において期待される僧尼像は、「凡諸僧徒、勿<sub>レ</sub>使浮遊、或講論衆理、或唱誦經文、修<sub>ニ</sub>道禪行」<sup>(2)</sup> というが如きであつた。従つて、このような僧尼の理想像に合致した僧を抜擢して僧綱に入れ、その仏教対策を推し進めようとした。即ち、養老元年、一上となると、僧綱の入れ替えを行い、沙門弁正、神叡を少僧都、律師に任じた。神叡は、「学達三空、<sub>ニ</sub>智周三諦」<sup>(3)</sup> として、道慈とともに表彰され、食封五十戸を賜わるのである。神叡、道慈こそ、不比等の期待する僧であり、その僧によつて示される仏教こそ、彼の考える仏教であつたといえる。

典型的律令政治家である不比等の仏教観は、かくの如きであつたと考えるが、このような仏教観の持主が、維摩会を再興し、また興福寺を造建した心意はいかなるものであつたろうか。改めて、維摩会の再興事情を見ると、『昌泰

縁起』には、「慶雲二年歲次乙巳秋七月、後太政大臣臥病不子、是日誓願、劣臣怠緩不繼先志、自今以後躬為膳夫、帰敬三宝、供養衆僧、転維摩於万代」とある。『三宝経詞』も、「又身に病あり、其祟をうらなはするにおやの時の法事のたえたるたりなりといへり。このゆゑに維摩会をおこなふ」と、略同じことを伝えている。病気を縁として再興されたようについているのは、鎌足によつて創始された時と同様で、もつともらしい。しかし、前掲の仲麻呂の奏文には、父鎌足の意志を充分果していないこと歎いて弘誓を発し、鎌足の忌日に至る七日間、講会を開いたと記し、「此是奉翼皇宗、住持仏法、引導尊靈、催勸學徒者也」と、趣意を述べている。また、先掲したように『政事要略』にひく不比等伝と見られる旧記には、維摩会は、内大臣の奉為に講經すると記し、また、「自作願文云、……大臣觀善根之遠植、慮慈蔭之弘覆、遂尋遺跡、莫廢此会」と述べている。要するに、父鎌足追善の講会であり、それによつて鎌足の功業を想起させ、藤原氏の政界における重要性を認識させ、その地位を確固たらしめようとした意図が推測される。興福寺の建立も、平城京遷都後、諸官寺に先立つて、いち早くなされたのも、遷都推進の当事者としての立場から先駆をなしたといえるが、さらに、維摩講經会復興と同様に、藤原氏の勢威を最も効果的に示すことにあつたと考えられる。以上は、不比等を合理主義的な律令政治家として、あまりに冷徹に見すぎたかもしれない。勿論、彼においても、仏法そのものを否定したのではなく、学徳円満な神叡、道慈を登用していることによつて示されるように、仏法のあり方が問題であつたのであろう。

註⑦ 横田健一「藤原鎌足と仏教」（『日本仏教』5、昭34）。

⑧ 喜田貞吉「藤原鎌足及不比等墓所考」（『歴史地理』26の5）参照。

⑨ 田村吉永『榮山寺』（昭23）。

- (20) 福山敏男『奈良朝寺院の研究』(昭23)。
- (21) 『大日本古文書』5の519。
- (22) 福山敏男「興福寺の建立に関する問題」(『東洋美術』21、昭10)。
- (23) 福山敏男「興福寺の建立に関する問題」(『東洋美術』21、昭10)。
- (24) 福山前掲書。
- (25) 『上代仏教思想史』(昭17)。
- (26) 一葉憲香『古代仏教思想史研究』(昭37)。
- (27) 『続日本紀』養老二年十月庚午条。
- (28) 『続紀』養老三年三月辛卯条。

## 第二章 聖武朝の藤原氏と仏教

### 一、武智麻呂の崇仏

不比等は、養老四年八月三日、五十七歳で薨じた。彼は、律令体制の確立、整備に、文字通り国家の柱石として、そのすぐれた才幹と、鋭い感覚を充分に發揮したが、一方、律令官人貴族として、鎌足以来築かれた勢威、地位を、九人の子女に托すのである。武智麻呂、房前、宇合、麻呂の四子は、それぞれに位職をうけ、枢機にたずさわつていふとともに、宮子、安宿媛(光明子)が入内し、後宮にまで勢威をふるうのである。そして藤原氏所出の首皇子、光明子が、聖武天皇、光明皇后となり、青丹よし寧楽の都に匂うが如き天平文化の開花と大仏造顕を中心とする仏教興隆とをもたらすのである。このような奈良朝盛期に至る間に、三代目の藤原律令貴族たちが、仏教をどのようにうけと

めていたかを、さらに見ていくこととしよう。

先ず不比等の長子、武智麻呂については、『藤原家伝』下に、その伝があり、その大要を伺いうる。この『武智麻呂伝』については、その史料的性格、成立過程、誤認等について、詳しい考証が、横田健一氏によつてなされておる<sup>四</sup>ので、それを参鑑しつつ、武智麻呂の仏教事績について検討を加えよう。『武智麻呂伝』に見える仏教関係事項を順次掲げると、

①「究百家之旨帰、三玄之意趣、尤重積教、兼好服餌、尊有道而敬有德、矜貧窮而憐孤独、毎年夏三月請十大德、聽法花、薦習心府」といふ。

②「公從少時、貴重三宝、貪聰妙法、願求仏果、終食之間、不敢有忘、雖有公務、常精舍」というほどの崇仏ぶりであつたが、近江国守として、一寺に入ったところ、檀越が寺を私物化し、荒廃、損壊しているのを歎き、朝廷に対策を奏上した。

③滋賀山寺に詣で、受戒長斎して神劍をつくらせ、天皇に奉り、田十町を賜わつた。また、比叡山に登つて柳樹を植えた。

④靈龜三年、夢中で氣比神とあい、神のために神宮寺を建てた。

以上の如く、武智麻呂の仏教事績を挙げうるが、かなり深く仏教を崇敬、信仰したことが伺われる。先ず注意されるのは、①の「尤重積教、兼好服餌」ということである。「服餌」というのは、『僧尼令』禪行条に、「凡僧尼有禪行修道、意樂寂静、不交於俗、欲下求山居、服餌者、三綱連署」と見える。『令義解』は註して、「謂、服辟穀藥、而靜居、靜行氣也」といつてゐる。また、『令集解』積説は、「服餌、謂避穀却粒、欲服仙藥也」

とい、『古記』は、「服餌、謂雜穀既絕、以<sup>ニ</sup>松皮并丸藥等充<sup>ニ</sup>食也」と記している。さらに、穴説は、「服餌、謂除<sup>ニ</sup>穀之外、諸草木為<sup>ニ</sup>食」としてゐる。要するに「服餌」とは、木食行であり、山林に籠つて静居して不動、俗に交わらず仏道を行ざる僧尼によつてなされるものであつたと知られる。これを武智麻呂が好んだということは、甚だ興味ぶかい。官人である彼が何故服餌を好んだものか考えてみなければならぬ。前掲の『僧尼令』の文によつて知られるように、服餌は、山居禪行修道にともなうものと見てよい。禪行修道は、養老二年十月十日、太政官から僧綱への布告に、「凡僧徒、勿<sup>レ</sup>使<sup>ニ</sup>浮遊、或講<sup>ニ</sup>論衆理<sup>、</sup>学<sup>ニ</sup>習諸義<sup>、</sup>或唱<sup>ニ</sup>誦經文<sup>、</sup>修<sup>ニ</sup>道禪行<sup>、</sup>各令<sup>ニ</sup>分<sup>レ</sup>業、皆得<sup>ニ</sup>其宗<sup>、</sup>表<sup>ニ</sup>章智德<sup>、</sup>顯紀<sup>ニ</sup>行能<sup>上</sup>」とあるように、僧徒に望ましいこととされたのである。前述の『僧尼令』の山居禪行修道の規定も、「在京者、僧綱經<sup>ニ</sup>玄蕃<sup>、</sup>在外者、三綱經<sup>ニ</sup>国郡<sup>、</sup>勸<sup>レ</sup>實並録申<sup>レ</sup>官<sup>、</sup>判下<sup>ニ</sup>山居所<sup>ニ</sup>隸国郡<sup>、</sup>每知<sup>レ</sup>在<sup>ニ</sup>山<sup>、</sup>不得<sup>ニ</sup>別向<sup>ニ</sup>他處<sup>⑩</sup>」とあり、届出を必要とし、任意に山居するのを禁じたもので、山居禪行修道そのものを禁じたものではない。それどころか、前述の「枳門之秀」として賞された神叡も、比蘇山寺に入つて自然智を得たのであり、そこの自然智を得るための「虛空藏求聞持法」を伝來したのは、神叡と共に賞された道慈その人であつた。この点は、菌田香融氏の明らかにされたところであるが、山居禪行修道は、窮極は、即身成仏にあり、そのため、求聞持法を行じ、自然智を得、經典の暗誦と解義を果そうとするものであつたと考察されている。天平六年十一月の『太政官奏』に見られる如く、經典の暗誦と、多年の礼仏淨行が、官度僧の必須の要件とされており、従つて、求聞持法を行じ自然智を得るために、山居を求めることがある。そしてまた、山居して行道のために、「服餌」することも行われる。

このように、服餌の背後には、山林修行があり、官の賞揚した、神叡、道慈の行ざるところであり、奈良時代僧尼にとつて重要なこととさせていたのである。従つて、「尤重<sup>ニ</sup>枳教<sup>ニ</sup>」といわれた武智麻呂も、当然、山林修行したわ

けで、それにともなつて「服餌を好む」ことにもなる。前述の彼の事績の③に、滋賀山寺に詣で、且つ比叡山にも登つたことがあつたが、それは、正しく山林修行に通ずるといえよう。滋賀山寺は、比叡山地の東南山中にあり、山寺の名の示す如く、禅行修道の道場とされていたと考えられる。<sup>(5)</sup> 比叡山は、『懷風藻』にも、「比叡山……旧禪處」また「精禪處」とあり、禅行修道の處であつた。

このような武智麻呂の「好<sub>ニ</sub>服餌」に関連して考えられるのは、事績の④に掲げた氣比神宮寺の建立である。即ち、この神宮寺建立に当つて、夢中であつた氣比神が、「公<sub>ニ</sub>愛<sub>ニ</sub>慕<sub>ニ</sub>法<sub>ニ</sub>」、「人神<sub>ニ</sub>共和」といつていることが注意される。さらには類似のこととして、日本武尊も害されたという伊福(吹)山の神の祟をうけずに無事登り得たという。誠に不思議な話であるが、このような神と相連するということで想起されるのは、役小角である。小角は、『続紀』文武三年五月十四日条に見られるように、葛城山に住み咒術をもつて称せられ、「能役<sub>ニ</sub>使鬼神<sub>ニ</sub>汲<sub>レ</sub>水採<sub>レ</sub>薪<sub>ニ</sub>君不<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>命<sub>ニ</sub>即<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>咒縛<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>」といふ。また、『靈異記』には、「更居<sub>ニ</sub>巖窟<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>葛餌<sub>ニ</sub>松<sub>ニ</sub>沐<sub>ニ</sub>清水之泉<sub>ニ</sub>濯<sub>ニ</sub>欲界之垢<sub>ニ</sub>修<sub>ニ</sub>習孔雀之咒法<sub>ニ</sub>」と記している。「餌<sub>ニ</sub>松<sub>ニ</sub>」とは、先述の服餌にほかならない。即ち、小角も禅行修道し、山居して服餌を行つていたのであり、加えて孔雀王咒經による密教的な咒驗力を得、それによつて鬼神を役使したというのである。武智麻呂も、「好<sub>ニ</sub>服餌」山林修行することによつて、小角に近い咒驗力を得たのであろう。それがため、氣比神に、「人神共和」として、造寺の助濟を依頼され、また、伊吹山の神の祟もうけずに登山できたのであろう。

上述の如く、武智麻呂は、氣比神宮寺を建立したといふが、彼の造寺として、さらに栄山寺の造立が伝えられてゐる。寺藏の永延三年の太政官符に、「依<sub>ニ</sub>大祖贈太政大臣公遺宣、永常灯修理料、施<sub>ト</sub>入建立伽藍栄山寺者」とあり、武智麻呂の建立をいい、さらに、建立年代についても、承徳二年の『別當実經起請文』に、「右寺者藤氏南家贈太政

大臣以養老三年所建立也」と記している。しかし、当地域から出土の古瓦は、養老期より古い藤原京、本薬師寺出土<sup>④</sup>と近似のものがあり、武智麻呂を創建者とみなすことはできない。従つて、当寺域に武智麻呂及び良繼の墓があるところから、この地が中臣姓を称していた頃の藤原一族の墓地と考え、やがて菩提を弔う寺として創建されたのでないかとする論<sup>⑤</sup>も出る訳だが、確論することはできない。ただ、前述の如く、武智麻呂の山居禪行修道を考えれば、前山寺と記さる如き、葛木山や金峯山に近い宇智郡の山中に造立された寺と、何らかの関連をもつていたとしても不思議ではないともいえる。

武智麻呂のいまひとつ仏教事績として、(2)の和銅六年正月、近江国守として一寺の荒廢ぶりを見て尋ねたところ、檀越らが寺家財物田園を統領して、僧尼に勾当せしめないためであるとき、糺举することを奏上、その結果、合寺令が出されたということがある。このことは、『続紀』にも見えるが、年月を異にし、靈龜二年五月十五日条にのせてある。これは、横田氏のいわれる如く、和銅六年の言上後、靈龜二年五月に至つて、その言上がとりあげられ全国に詔されたものであろう。ところで、このような寺院の統合整理並びに統制強化という政策のもととなる献言を、武智麻呂が行つたということは、先述來の彼の仏教尊崇の行業と背反するもののようにも思われる。もつとも、彼の奏言の趣意は、「若非糺举、恐滅正法」という恐れからであり、聖朝の上願である仏法の闡揚につとめようとするにあつた。武智麻呂は、奏言の中で、寺院の統合についてのべてはいないが、結果としては、「併<sup>ニ</sup>兼數寺<sup>ニ</sup>合<sup>ニ</sup>成一区<sup>ニ</sup>とともに、寺家財物の檀越專制を禁断し、国司も検校に加わり、統制を強化することとなる。この点、改めて武智麻呂の仏教觀を考察してみなければならない。

彼の仏教觀の一端は、前述の奏言中に、いみじくも現われ出でている。即ち、檀越の寺家財物を統領し、僧尼に供せ

す、精舎を損壊しているのに対し、「此非<sup>モ</sup>所<sup>レ</sup>以益<sup>ニ</sup>國家<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>福田<sup>ニ</sup>」また、「此非<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>以<sup>ニ</sup>國家度<sup>ニ</sup>僧尼<sup>、</sup>演<sup>シ</sup>仏化<sup>ス</sup>」といつてある。彼にとつては、仏教は、国家の福田を益すべきものであり、そのために僧尼は、官僧として仏化を演ぶるべきものであるというのである。これは、先章で述べた不比等の仏教觀に通ずるところで、自ら仏道を行じた武智麻呂も本質的に変らないわけである。このような彼の仏教觀は、律令官人としての立場から、当然出てくるのである。

彼にとつて問題であつたのは、国家の福田を益すべき寺院が、權越の專制によつて、寺家財物田園を僧尼に勾当せしめず、専ら妻子を養い、「自欲<sup>レ</sup>專<sup>レ</sup>利<sup>ス</sup>」という実情であつた。この事態は、豪族たちの大土地所有欲の亢進によるものであることはいうまでもない。即ち、寺田は、改新後も神田とともに廃止されず、却つて、山とともに寺院に加えられもしたし、令制においても、神田と同様に、収授の限りでなく、不輸租田であつた。従つて豪族は、名目上、寺田として寄せ、実は占有して利を得ようとする事になつたのである。このような傾向は、公民の収取に基盤をおく律令財政に反する行為であり、当然、抑制されねばならなかつた。特に、慶雲期以降の社会不安の増大に対処して、律令制の強化を図らねばならない時、武智麻呂も地方行政官として、反律令的行為に鋭い觀察を加え、その是正を献言することは、当然であつたといえよう。靈龜二年の合寺令は、このような律令体制の維持、強化の上から出された施策であり、単に消極仏教政策とみなすべきではない。

## 二、武智麻呂の仏教政策

このように武智麻呂の寺院対策を見てくると、さらに、彼が台閣に入り、その首座について枢機をにぎるに至つてからの仏教政策について、考察を深めてみなければならぬ。彼が台閣に入ったのは、『公卿補任』によれば、養老

二年であるが、長屋王の変後、天平元年には、大納言に昇進、天平三年七月、上席大納言の大伴宿弥旅人が薨じたあとは、舍人親王が知太政官事であつたものの、事實上、廟議の首座となつた。その同年八月に、

詔曰、比年隨<sup>レ</sup>逐<sup>レ</sup>行基法師<sup>一</sup>優婆塞優婆夷等、如<sup>レ</sup>法修行者、男年六十一已上、女年五十五以上、咸聽<sup>二</sup>入道<sup>一</sup>、自余持<sup>レ</sup>鉢行<sup>レ</sup>路者、仰<sup>二</sup>所由司<sup>一</sup>、嚴加<sup>二</sup>捉搦<sup>一</sup>、其有<sup>レ</sup>遇<sup>二</sup>父母夫喪<sup>一</sup>、期年以内、修行勿<sup>レ</sup>論

という注目すべき詔が出されている。これは、養老元年四月には、釈教に違ひ、法令を犯しているとして厳圧を加えられた行基の徒に対して、年齢制限つきではあるが、入道を許されたもので、かつて「小僧行基」と蔑称されたものが、「法師」とよばれるような待遇の変化をうけているわけである。このような行基の徒に対する抑圧の緩和という政策変更については、既に多く論考が加えられているところである。例えば、如法修行しうる上層農民乃至豪族と、一般農民大衆との分裂をはかり、民衆の宗教運動を無力な不統一なものにしようとしたくらんだものであるという見解<sup>(39)</sup>や、土豪、有力農民層を懷柔するためといふ論<sup>(40)</sup>、さらに、行基が彈圧にも屈せず道場を建立するなど、伝道をやめなかつたこと、そして藤原勢力拡大のため画策された長屋王の変、光明子立后、藤原四兄弟の進出という政情の進展の中で、藤原一族の立場をよくするための宥和政策の一環と見られること、三世一身法による開墾を進めるに必要な池溝造築に当つて、その面の技術をもつ行基らを認めないわけにいかなかつたのだなどと論じられている。<sup>(41)</sup> 当時の政治並びに社会状勢を考慮する時、これらの見解は、一面をついているといえるであろう。しかし、ことは僧尼の取扱いに関する施策であるから、政治、社会状勢を検討する前に、当時の教界事情、律令制下における僧尼のあり方と、その実態についてこそ、留意しなければなるまい。この点、佐久間竜氏によつて律令政府の僧尼度科対策について、綿密な考察がなされているので、いまは、それを参鑑しつつ、改めて、天平三年詔を検討しよう。

天平三年前後の僧尼対策を順次見ていくと、養老元年四月の行基らに対する弾圧をはじめとして、同六年七月等、僧形のものなす弊害について厳しい禁圧を加え、養老四年には、新たに公驗授与の制をととのえることによつて私度を抑え、僧尼を官僧として確實に支配しようとしている。ところが、養老五年五月、太上天皇不予に際して、「經」年堪<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>師者、雖<sup>レ</sup>非<sup>ニ</sup>度色<sup>ニ</sup>、並<sup>レ</sup>聽<sup>ニ</sup>得度<sup>(1)</sup>」とされている。即ち、度僧は、学業あり、淨行あり、しかも私度でないものを対象としながら、一方では、禪行あり、僧尼たるにたうるものは、度色にあらざるものまでも得度させているのである。いわば、得度の範囲を拡大しているといつてよい。次に、天平三年以後を見ると、同じ武智麻呂政権下に当る天平六年十一月には、

太政官奏、仏教流伝必在<sup>ニ</sup>僧尼<sup>ニ</sup>、度<sup>ニ</sup>人才行<sup>ニ</sup>實<sup>ニ</sup>簡所司<sup>ニ</sup>、比來出家、不<sup>レ</sup>審<sup>ニ</sup>學業<sup>ニ</sup>、多由<sup>ニ</sup>囑請<sup>ニ</sup>、甚乖<sup>ニ</sup>法意<sup>ニ</sup>、自今以後、不<sup>レ</sup>論<sup>ニ</sup>道俗<sup>ニ</sup>、所<sup>レ</sup>挙度人、唯取<sup>ニ</sup>闇<sup>ニ</sup>誦法華經一部、或取勝王經一部、兼解<sup>ニ</sup>礼仏<sup>ニ</sup>、淨行三年以上者<sup>上</sup>、令<sup>ニ</sup>得度<sup>ニ</sup>者、學問<sup>ニ</sup>長<sup>ニ</sup>、囑請自休、(中略)奏可<sup>ニ</sup>之。

と出されている。これは、誦經と、淨行三年以上を修業したものには、何人にも得度を許したといえるのであり、従つて、民間の度色にあらざる優婆夷、優婆塞、私度僧たちにも官僧となりうることになつたわけである。さらに下つて、天平宝字二年八月には、

天下諸國隱<sup>ニ</sup>於山林<sup>ニ</sup>清行逸士十年已上、皆令<sup>ニ</sup>得度<sup>(2)</sup>、  
とあり、さらに、宝亀十年九月には、

勅、僧尼之名、多冒<sup>ニ</sup>死者<sup>ニ</sup>、心挾<sup>ニ</sup>奸偽<sup>ニ</sup>、犯<sup>ニ</sup>亂憲章<sup>ニ</sup>、就<sup>レ</sup>中頗有<sup>ニ</sup>智行<sup>ニ</sup>之輩、若頓改革、還辱<sup>ニ</sup>縕侶<sup>ニ</sup>、宜<sup>ニ</sup>下檢<sup>ニ</sup>見數<sup>ニ</sup>一  
与<sup>ニ</sup>公驗<sup>ニ</sup>、自今以後、勿<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>更然<sup>ニ</sup>、

とされた。即ち、死者の名を冒す僧尼の中でも、智行ある輩には、公驗を与えよというのである。『僧尼令』では、「凡有<sup>ニ</sup>私度、及冒名相代、并已判<sup>ニ</sup>還俗、仍被<sup>ニ</sup>法服者、依<sup>レ</sup>律科斷」と規定されてあることからすれば、誠に大きな変化といえる。以上のように、養老から奈良朝末にいたる律令政府の僧尼対策を通観すると、天平三年八月の行基隨逐の如法修行者に対する得度許可の施策が、いかなる意味のものであつたか、凡そ明らかになるであろう。即ち、僧尼の私度を禁じながらも、次第に得度範囲を拡大し、得度制限を緩和するという一連の僧尼度科対策の動きの一つとしてとらえられる訳で、天平六年の法華經、最勝王經の闡誦と、淨行三年以上の凡てに得度を許可するに至る前段階として、民間において社会事業等に活躍している行基らの如法修行者の課役に關係のない年齢のものに得度を許したものであつた。しかし、ここで問題なのは、それが、天平三年八月という時点で行われたということである。天平三年八月七日といえど、前述のように一ヵ月前一上の大伴旅人が薨じ、武智麻呂が廟堂首班となつた直後であり、当然、武智麻呂の閔与するところであつたと考えられる。武智麻呂が、何故、行基を認めるに至つたのか。ここで、先述の諸氏がなされた政治、社会情勢の分析を必要としようが、さらに検討を要するのは、行基その人の仏教が、本来いかなるものであつたかという点についてである。行基は、一般には、民衆教化、架橋、築堤、池溝の開発等の社会事業、造寺などの業績についていわれるが、彼の僧としての仏道修行は、いかなるものであつたかが考えられねばならない。『統紀』、天平廿一年二月一日の卒伝によると、瑜伽唯識論を学んだらしいが、『行基菩薩伝』には、「廻<sup>ニ</sup>独<sup>ニ</sup>八方<sup>ニ</sup>衣鉢<sup>ニ</sup>隨<sup>ニ</sup>身、或宿<sup>ニ</sup>山林<sup>ニ</sup>荆藪<sup>ニ</sup>為<sup>レ</sup>蓐、或留<sup>ニ</sup>原野<sup>ニ</sup>沙石<sup>ニ</sup>為<sup>レ</sup>床」と記している。『年譜』にも、「從少年至卅七年<sup>ニ</sup>棲<sup>ニ</sup>息山林<sup>ニ</sup>云々」とあり、前節でみたような山林修行をしたことが推測される。『統紀』卒伝に、「靈異、神驗、触<sup>ニ</sup>類而多」とあるのも、このようない山林修行によつてえられたものであろう。これらのこととは、前節で述べた如く、

山居禪行修道と変りないわけであり、武智麻呂も行じたところである。また、前述の如く、官僧となるために必須の淨行でもあつたのである。従つて、行基の仏教は、本質的に官寺仏教と背反しないものであつたといえる。それが、養老年間以来、弾圧されていたのは、『令』の規定にはずれて、みだりに遊行乞食し、精進練行せず、罪福因果説法、村邑寄落、課役忌避等の社会秩序をみだす如き、反律令行為があつたからであつた。ところが行基の徒のその後の行動は、社会事業における功積はもとより、行基自身、精進練行、即ち、「精銳求道、進而不退」、「陶鑄練情性」、而以求「解脱」<sup>(1)</sup> という点において、模範的であると認められ、「精進練行謂行基大德行事是」<sup>(2)</sup> といわれるに至つた。このような精進練行の行基の徒を、ただむやみに弾圧するよりも、むしろ課役に關係のない如法修行者には、得度を許して官僧として登用した方が、僧尼統制上、かえつて好都合であると判断し、また、それがひいては國家の福田を利することになると考えられたのであろう。このように行基らを、再評価したのは、自ら山林修行して仏道を歩んだ武智麻呂によつてこそなされ得たといえるのでなかろうか。武智麻呂は、自らの仏教理解によつて行基の徒に対し、宥和を与えたわけだが、しかし、全く無制限に温情を加えた單なる妥協ではなく、「自余持鉢行路者、仰所由司嚴加捉搦」<sup>(3)</sup> としている。即ち、一方からいえば、行基の徒を官僧にくり入れることによつて、懸案であつた僧尼統制を容易にしようという、律令仏教政策の一歩前進を図つたものと考えられる。

武智麻呂政権下の佛教政策としては、さらに、天平七年六月五日、靈龜二年に出された合寺令を廃止している。即ち、<sup>(4)</sup>

勅曰、先令、并レ寺者、自今以後、更不須レ并、宜令下寺々務加修造、若有下懈怠不<sub>レ</sub>肯ニ造成ニ者、准<sub>レ</sub>前并<sub>レ</sub>之、其既并造詣、不<sub>レ</sub>煩ニ分析一

といつてゐる。このとき武智麻呂は右大臣に昇任しておるが、靈龜二年の合寺令の基因をなす奏上を行つた当人が、今度は、合寺令の撤回に関わつてることは注意される。この政策変更の事情が、また考えられねばならないが、あるいは、聖武天皇、また光明皇后個人の信仰が、政治の表面に現われ出たものかもしれない。確かに、聖武朝に入つてから、宮中に請僧、転經を始め、皇后宮職に施薬院をおき、大膳職に盂蘭盆供をそなえしめるほか、写經、講経、造仏、放生等、屢々、行われてゐる。このような仏教儀礼の実施は、あるいは、天皇、皇后個人の信仰とある程度関係あるとしても、全国の寺院、僧尼に対する具体的な施策は、太政官首脳部によらなければなるまい。合寺令の廃止も当然、武智麻呂から出たとしてよい。では、何故、合寺をやめさせたかということである。靈龜二年の合寺令は、財物田園を占有する檀越の專制の抑止と頽法を興そうとするにあつた。ところが、その後の大土地所有の進展は、廢寺の合併によつて、豪、貴族らの土地占有を抑制しても、もはや実効を示さない情況になつてきた。そして、一方、仏教によつて災異をはらおうという鎮護国家の考えは、神龜年間以降、天災地変の続発により一層高められてきていた。このような情況により、國家の福田を益すべき寺院の合併を止めたものと考えられる。天平七年夏から九州に流行しはじめた天然痘と、凶作とに対し、仏の加護を願うべく、釈迦像并脇侍菩薩を各國に造らしめ、また大般若經も写させるなど、仏教による鎮護思想は次第に進められていくのである。一カ寺でも多くの寺院によつて、鎮護國家を祈らせようとする思いが、合寺令の撤回となつて現われたと見たい。

尚、前述した天平九年三月の国毎に釈迦像を造らしめ、大般若經を写さしめたというのを以つて、後の国分寺の事実上の創始とする説があるが<sup>(45)</sup>、直ちに首肯しえない。この点に関しては、かつて論考したところであるが<sup>(46)</sup>、国分金光明寺、法華尼寺両寺の建立の構想は、一舉にたてられたものでなく、天武朝以来、つみかさねられてきた仏教護国

政策の結果であり、従つて、前述の天平九年の釈迦像の国毎安置も、神龜元年頃から特に進められてきた鎮護国家仏教施策の一策と考えるべきである。

以上、武智麻呂の信仰と、仏教施策について考察を加えてきたが、彼は自ら山林に入つて仏道を修行した点、誠に特異であるといえる。そして一方では、律令官人貴族としての立場も失うことなく、仏教政策を進めたこと、さらに彼においては、自ら仏道を行じながらも、藤原氏の他の公卿、例えば後述の仲麻呂に典型的に見られる如き、追善のための造寺、造仏の事績の全く知られていないことなど留意してよいであろう。

### 三、房前の仏教事績

不比等の子女のうち、武智麻呂に次いで仏教事績の知られるのは、房前である。しかし、彼の事績は、奈良時代以降の文献に記されてあり、直ちに認めてよいか疑問が多い。

先ず、『三宝絵詞』によると、長谷寺の十一面觀音造立に、

飯高の天皇はからざるに、恩をたれ、房前の大臣自ら力をくはふ。神龜四年につくり終へたてまつれり  
という。これは、「徳道々明等が天平五年にして、「出<sub>二</sub>天平五年徳蓮記縁起文等文」としている。さらに同じ『略記』には、『扶桑略記』と記し、同じく、「「出<sub>二</sub>天平五年徳蓮記縁起文等文」」としている。さらに同じ『略記』には、『扶桑略記』と記している。即ち、『三宝絵詞』では、「房前の大臣自ら力をくはふ」であつたものが、『扶桑略記』の引用では、

「下<sub>二</sub>行造料」となり、さらに、縁起文では、房前の官位を附すとともに、造料が具体化して「大倭国稻三千束」と記されている。後代の長谷寺縁起、例えば、『護国寺本諸寺縁起集』には、「菩薩前障子文云」として、「藤原氏北臣、被大和國斑田勅使、具彼申造<sub>二</sub>仏像、勅使親見<sub>二</sub>仏木、奏聞聖武朝庭、申下官物」と記し、房前が大和國斑田使として造像に助成したとしている。何れにしろ、『三宝絵詞』の記載が次第に附会されていつたものであるが、ともあれ、天平五年の觀音縁起によるという『三宝絵詞』の記載は認めてよからう。

次に、興福寺昌泰縁起には、五重塔造立に際して、房前が文武百官人を相率い、「共<sub>二</sub>四部衆<sub>一</sub>下<sub>二</sub>杵築<sub>一</sub>基」と記している。『扶桑略記』等も、これをのせている。しかし、『興福寺流記』所引の『宝字記』には、房前の名は出ていない。同じ『流記』所引の『延暦記』において、「中務卿藤原朝臣等、同專共<sub>二</sub>杵」と記すのが始める。従つて、五重塔建立協力奉仕に、特に房前の名を出すのは、平安朝以降であり、敢えて彼の仏教事績として挙げるまでもなかろう。

次に、『法隆寺東院縁起』によれば、「天平十一年己卯夏四月十日即令<sub>二</sub>河内山贈太政大臣敬造<sub>中</sub>此院」と見える。

即ち、夢殿の造立であるが、「河内山贈太政大臣」が房前であることは、同縁起後段に見える古縁起に、「即命<sub>二</sub>正<sub>三</sub>位藤原摠前朝臣<sub>一</sub>敬造<sub>二</sub>此院<sub>一</sub>也」とあることによつて知られる。しかし、房前は、天平九年四月に薨じているから、天平十一年に東院敬造とはおかしい。もつとも、東院の草創を天平十一年とすること自体に問題があるようである。『東院縁起仏經并資財條』には、天平九年二月廿日、太子の御持物が、光明皇后、及び行信によつて、請坐、納賜されており、また、前述の東院縁起後段に記す古縁起に、「天平七年歲在<sub>二</sub>乙亥<sub>一</sub>十二月廿日、春宮坊奉<sub>二</sub>為聖德尊靈及今見天<sub>一</sub>朝講<sub>二</sub>說法花經」とあり、また、「天平八年歲在<sub>二</sub>丙子<sub>一</sub>二月廿二日、法師行信、寧<sub>二</sub>皇后宮職大進安宿倍真人

等、請講師律師道慈法師及僧尼三百余人、始講三件經」と見える。法隆寺東院の創立は、あるいは天平十一年以前に求めるべきかもしれない。

房前を「河内山贈太政大臣」といつたことに関連して注意されるのは、『延暦僧錄』の守真居士伝、即ち藤原魚名の伝に、「於奈羅山東山河内山寺常行印仏」と見えることである。魚名は房前の第五子であり、「河内山」の名称から推測すれば、福山博士の御指摘の如く<sup>④</sup>、房前が河内山寺の創立者であつたのかもしれない。

房前創立の寺として明記するのは、福田院である。即ち、『興福寺流記』に、「福田院縁起云、贈太政大臣建立、北家始也」とある。この福田院は、『護國寺本諸寺縁起集』の興福院條に、「興福院、興福寺、福田院、斎恩院、已上四箇伽藍、藤氏□□氏寺也」と記されてある。これ以上、他の文献に徵証をみないが、房前造立の寺院として認めてよいと思われる。

以上、房前の仏教事績について見たが、何れも明瞭ではない。房前は、靈龜三年、兄武智麻呂に先立つて公卿に列し、參議として廟議に加わつてゐる。薨するまで參議のままであつたが、しかし、元明女帝不予に當つて、元正女帝から、「計公会内外、准勅施行」という権限をもつた内臣に任せられた。いわば、天皇の側近として宮中と太政官を結ぶ重要な役割を果してゐたのである。このような地位にあつたことが、長谷寺觀音の造立を、「飯高の天皇はからざるに、恩をたれ、房前の大臣自ら力をくわふ」とか、また、「俄蒙綸旨、下行造料」と伝えられ、また、法隆寺東院を、行信が春宮坊に奏聞したのに対し、房前に令して敬造せしめたといわれ、さらに、興福寺五重塔が、光明皇后発願し、皇后自ら「提籧運土」に対し、文武百官人等を相率い、「下杵築基」と伝えられることになつたと考えられる。即ち、これらは、いざれも天皇、皇后、皇太子の発願になる造寺造塔造仏に関連しているわけで、皇室

の命をうけて仏事を実現さす担当者として、宮中側近の内臣房前が、これに当つたという事情があつたものと考えられる。さらにいえば、房前は、皇室の仏事等担当官として知られていたといえる。そこに上述の如き、房前閑与の伝承が生れたとみられる。しかし、房前自身、崇仏の念がなかつたというわけでないようで、例えば、『和州旧跡幽考』植槐道場下に、「当代安置の觀音菩薩は木像にして、房前大臣尊敬の仏志度寺の觀音なりといひつたへたり」と記している。また、河内山寺も、兄武智麻呂の山林修行の行蹟からすれば、房前もまた、山寺を建立して禪行修道したものかもしだれない。

上來、不比等の四子のうち、武智麻呂、房前の仏教事績について考察したが、他の二子、即ち、宇合、麻呂については、仏教に関する事績を伝えていない。これは史料の関係もあるうが、宇合四十四歳、麻呂四十三歳で薨じているところからすれば、やはり仏教に関わることが少なかつたものと思われる。

註②9 横田健一「家伝・武智麻呂伝研究序説」(『東西學術研究所論叢』56)。

⑩ 菊田香融「古代仏教における山林修行とその意義」(『南都仏教』4、昭32)。

⑪ 拙稿「桓武天皇の梵釈寺」(『古代文化』9の2、昭36) 参照。

⑫ 福山敏男『榮山寺八角堂の研究』(『美術研究所研究報告』昭26)。

⑬ 堀池春峰「藤原仲麻呂と前山寺」(『大和文化研究』4の3、昭32)。

⑭ 横田、前掲論文。

⑮ 北山茂夫『日本古代政治史の研究』(昭34)。

⑯ 笹山晴生「奈良朝政治の推移」(『日本歴史』古代3所収昭38)。

井上薰『行基』(『人物叢書』昭36)。

佐久間竜「官僧について」(『続日本紀研究』3の3)。

『続紀』養老五年五月壬子条。

『続紀』天平六年十一月戊寅条。

『続紀』天平宝字二年八月庚子朔条。

『続紀』宝龟十年九月癸未条。

『令集解』僧尼令。

『続紀』天平七年六月五日条。

家永三郎『上代仏教思想史』(昭17)ほか。

拙稿「国分寺の創建に関する問題」(『大谷学報』39の1昭34)。

福山敏男『奈良朝寺院の研究』(昭23)。

## 第四章 仲麻呂と仏教

### 一、仲麻呂の仏教事績

武智麻呂ら四兄弟は、天平九年、痘瘡のため相次いで死去し、藤原氏の世代の交替が行われる。といつても武智麻呂の長子豊成が、同九年十二月に、次子仲麻呂が十五年五月に、それぞれ参議に列し、台閣に名を連ねていた。しかし、当時の貴族社会全般から見て、藤原一族の活動は、宇合の長子広嗣が乱を起し暴走はしたが、天平末年まで活潑

でなかつた。天平勝宝元年以降、急速に勢威を昂め、政権を獲得するのは仲麻呂においてであつた。彼は、「性聰敏、略涉書記、從<sup>ニ</sup>大納言阿倍少磨<sup>ニ</sup>学<sup>レ</sup>算、尤精<sup>ニ</sup>其術<sup>(④)</sup>」といわれ、兄豊成の「天資弘厚、時望攸<sup>レ</sup>帰」とは、好対象であつたが、仏教事績の面でも仲麻呂の造寺造仏等著るしいものがある。そこで先ず、仲麻呂の造寺・造仏について考察をすすめることとしよう。

年代的にいって、最も早い事績は、天平十八年、興福寺講堂の不空羈索觀音を造立したことである。即ち、『興福寺流記』にひく『宝字記』に、

一、講堂一基（割註略）近廊一条（割註略）

不空羈索觀音自在菩薩一軀高一丈六尺

右從二位藤原夫人、參議正四位下民部卿藤原朝臣、以<sup>ニ</sup>天平十八歲次丙戌正月、為<sup>ニ</sup>先考先妣<sup>所</sup>奉<sup>レ</sup>造也

とある。藤原夫人といふのは、天平九年二月十四日、無位から正三位に叙せられ、聖武天皇夫人となり、天平廿六年六月四日薨じた武智麻呂の女で、姉弟で父武智麻呂及び母貞媛娘のために造立したというのである。ところが、同流記には、「或記云」として

天平十七年乙酉正月、正三位牟漏女王、寢膳違<sup>レ</sup>例、願<sup>レ</sup>造<sup>ニ</sup>像并神呪經千卷、而藏山遂遷、不<sup>レ</sup>果<sup>ニ</sup>其願<sup>ニ</sup>、孝子從二位藤原夫人、正四位下民部卿藤原朝臣并<sup>ニ</sup>願、當<sup>ニ</sup>先志忌日。

と記している。昌泰縁起ほか、この説をとるものも多い。これは、從二位藤原夫人を、武智麻呂の女と同時に、無位から正三位に叙せられた房前の女と解し、從つて藤原朝臣を承手、先考先妣を、房前と、その正妻牟漏女王と考えたことによるものであろう。しかし、牟漏女王は、『統紀』に明記されている如く、天平十八年正月廿七日に薨じてお

り、「或記」の説は成り立たない。従つて藤原朝臣は、天平十八年正月当時、参議正四位上民部卿兼近江守であつた仲麻呂と考えるべきで、藤原夫人も武智麻呂の女である。ただし、『宝字記』が、仲麻呂を正四位下とし、正三位の儘薨じた藤原夫人を從二位としているのは誤りである。

次に、『興福寺流記』にひく『延暦記』によれば、宝字五年二月、仲麻呂は、光明皇太后の奉為に、興福寺東院の西に、檜皮葺堂一字を建立、観音像を安置し、さらに同年十月八日、聖武天皇の奉為に、補陀落山淨土変繡帳を西辺に安置し、また、光明皇太后のために、阿弥陀淨土變繡帳を東辺に安置したという。これは、宝字四年六月七日に崩御された光明皇太后の一周年に際して造立したものと見られる。同皇太后のために、阿弥陀淨土變を敬造したことは、<sup>(3)</sup> 晚年の皇太后が、弥陀信仰に傾いていたと見られることを反映しているといえる。

続いて仲麻呂の造寺を求めるに、栄山寺八角円堂の建立があげられる。栄山寺そのものの草創については、前章で述べたが、八角円堂の創建は、栄山寺文書、承徳二年の『実經起請文』に、

八角堂一字、是仲麻呂奉<sup>ミ</sup>為先考先妣<sup>ニ</sup>所<sup>ミ</sup>建立<sup>一</sup>也

とある。即ち、前述の興福寺講堂不空羈索觀音造立と同様に、父武智麻呂、母貞媛娘のために建立したといふ。これについても疑問を提起する向もあるが、福山博士がなされた正倉院文書中の栄山寺関係文書の綿密な考証<sup>(3)</sup>は、その疑問を払うに充分であろう。さらに考を加えるならば、天平宝字八年に至る晩年の仲麻呂の業績を見ると、曾祖父鎌足以下、不比等、武智麻呂らの顯彰に懸命になつてゐることに留意される。即ち、後述する如く、天平宝字元年八月十七日には、興福寺維摩会を興隆し、鎌足の洪業と皇太后の英声を伝えんとしており、宝字四年八月七日には、不比等に淡海公の称号、武智麻呂に太政大臣を追贈し、さらに恐らく宝字四年正月から八月頃までに、大織冠伝、武智麻呂

伝を編纂しているのである。このような仲麻呂によるいくつかの父祖顕彰事業を見れば、同じ頃、彼が父母の菩提を弔うための堂宇を建立したことは、充分に首肯できよう。特に、その堂宇が八角円堂という特異な形態をえらんだことは、祖父不比等の追福のために、養老五年、興福寺に造立された西院円堂、即ち後に北円堂とよばれる八角堂をまねたものといつてよい。

栄山寺八角円堂の建立は、正倉院文書、天平宝字七年十二月廿日付の『造円堂所牒』を、栄山寺八角円堂に関する文書とすると、ほぼ文書の示す年代に想定できよう。これと略同じ頃に、仲麻呂は、唐招提寺の食堂として、家屋を施入したようである。『招提寺建立縁起』によると、

一、食堂一宇、安置障子藥師淨土今阿弥陀仏像并脇土菩薩像聖僧像

右藤原仲麻呂朝臣宝屋施入造立如件

とある。この食堂は、井上薰氏が、用度帳から鑑真の生前に建立と見られる建物の一としてあげておられるから、鑑真入滅の宝字七年五月以前に施入されたといえる。仲麻呂の邸宅といえば、田村第が知られる。この第については、岸俊男氏によつて詳細な論考がなされている。<sup>(4)</sup>それによれば、田村第及び田村宮は、北は三条大路、南は四条大路、東は佐保川、西は菰川に囲まれた広大な地域を占めていたようで、天平勝宝八歳六月、聖武太上天皇崩御の直後、この田村第一部と見られる田村宮の宮宅と園地が、東大寺へ施入されている。家屋を寺院に施入することは、招提寺が新田部親王の旧宅に建立されたり、法華寺が旧不比等邸で、皇后宮となつていたのを寺としたというのと異なり、邸宅の一部を寺院内の堂宇として移建することであつた。『招提寺建立縁起』によれば、羈索堂及び僧房も、清河の家屋を施入造立したといつてある。また、施入ではないが、石山寺食堂は、紫香楽宮附近にあつた豊成の板屋二字を

買得、移建したものである。<sup>(56)</sup> 仲麻呂は後述の如く、鑑真に好意をもつていたのであり、従つて広大な田村第の一家屋が招提寺に施入されることも充分考えられる。

上述の如く、仲麻呂の造寺、造仏を知られる限り見てきたが、さらに彼の仏教的行業として注意されるのは、天平宝字元年の興福寺維摩会興隆と、宏大な写経と仏典の架蔵である。維摩会の興隆は、既に先章に再々掲げた同年閏八月十七日の上奏文によつて知られる。即ち、鎌足によつて起された維摩会が、廃絶していたのを不比等が再興し、毎年冬十月十日から、鎌足の命日である十六日まで講經してきたが、仲麻呂は、これを愈々興隆せしめるために、鎌足が賜わつた功田百町を施入し、その洪業を天地とともに長く伝え、皇太后の英声を日月とともに遠く照らさしめようと記している。前述した如く、仲麻呂の先祖顯彰事業の一つとみられる。次に、仲麻呂の写経は、正倉院文書によると、彼が大納言に任せられた天平勝宝元年七月以降、宝字八年八月に至るまで、「大納言藤原家」、「大納言家」あるいは、「大師家」、「恵美太家」等の名において、東大寺写経所から、頻繁に經論疏の貸与をうけ、また、東大寺写経所に料紙を送つて写経させ、あるいは仲麻呂から東大寺へ經論疏を貸してもらいる。この仲麻呂の写経事業は、その晩年に見える彼の写経関係文書は、三十八通に及んでいる。このような貴族による写経所は、仲麻呂だけでなく、房前家の北大家写経所や、橘諸兄家<sup>(57)</sup>にも見られる。勿論、貴族個人の写経は多く見られるが、仲麻呂の場合、私的写経所としては異常なほど宏大であり、自らの勢威をもつて、官の写経所から多数の經論を借り出し写経している点は注意される。

## 二、仲麻呂の仏教政策

以上、仲麻呂の仏教事績をあとづけ確かめてきたが、これらを通じて彼の信仰、もしくは仏教觀はいかなるものであつたか考察しなければならない。一般にいわれるところは、仲麻呂は儒教主義者であつたという。確かに「略涉書記」といわれ、中国古典に通曉していたようであるし、実際政治においても、全官制を唐風に改称したり、「孝經」を天下の家ごとにおいて誦習させ、孝行の人をほめ、不孝の人を罰するなど、色々の面に儒教主義的色彩が現わされている。従つてまた、仏教への関心が見られはするが、国家と仏教の結合という側面においては、熱意を示しておらず、むしろ冷淡であつたとも評されている。<sup>(10)</sup> このように論評されているとすれば、前節であとづけてきた仏教事績の数々は、どのように見るべきであろうか。改めて深く考究しなければならないが、いま、その手がかりとして、彼が政権下の仏教政策について検討を加えてみよう。

仲麻呂が参議として廟堂に列するのは、三十八歳の天平十五年五月五日であつたが、天平勝宝元年七月二日に至つて、中納言をへず大納言となり、さらに紫微令に任せられるとともに、中衛大将となり、愈々彼の政権を確立し、「枢機の政、独り掌握より出ず」という如き権勢をふるうことになる。このような仲麻呂政権確立に至る過程においても、既に、重要な仏教政策を推進したことが指摘されてもいる。即ち、大仏造顕にともない、行基を登用し、大僧正まで進めたのは、実は仲麻呂の献策によるという論である。<sup>(11)</sup> これは、広嗣の乱後の政治情勢、例えば、遷都の連続、大仏の造顕、安積親王の死等の分析によるものであるが、これには異論も出されているよう<sup>(12)</sup> に首肯しえないと思われる。既に述べたように、行基に対する政府の態度は、天平三年、武智麻呂政権成立によつて改まり、天平十年前後、

即ち橋諸兄の政権の頃には、「大徳」として評価されているのである。即ち、諸兄政権も、行基の社会事業等における活躍を認めていたのであり、改めて仲麻呂が推挙するまでもないことであった。大体、天平十七年前後の時点では、皇后の甥とはいえ、新参議としての仲麻呂が、どれ程の政治力をふるい得たか疑問に思われる。仲麻呂が、「性聰敏」といわれた能力を生かし、策謀をめぐらし、政治力を充分に揮うのは、何といつても天平勝宝元年以降といわねばならぬ。即ち、孝謙女帝後、大納言、さらに紫微令に任命されてからであった。従つて、彼が政治家として仏教に對処し、その施策にあずかるのも大納言就任以降と見られる。先ず、彼の対仏教策は、東大寺の良弁と結び、造東大寺司を翼下におさめることにあつたようである。この点は、既に指摘しているところであるが、特に岸俊男氏は、造東大寺司官人の異動を綿密にあとづけられ、天平勝宝末年には、造東大寺司は、仲麻呂の權勢下に属していたのではないかと論考されている<sup>(4)</sup>。そして天平勝宝八歳十月、仲麻呂が米千石と雑菜を東大寺に獻じて積極的援助をしていることは、良弁との提携があつたと考察されている。前節でのべた写經に當つて、東大寺写經所との經論疏の頻繁な貸借は、既に勝宝元年から始まつてゐるが、あるいは、自己の勢威の伸長を意図したものであつたかもしれない。勝宝二年十二月九日、造東大寺司官人の叙位に當つて、特に大納言仲麻呂が派遣されていることも留意してよい。ともあれ、仲麻呂は、東大寺を自己の權勢の下におこうとしたことは、その勢威の伸長、確保をねらつたものであるかもしれないし、また、越前国の自家の莊園を有利に經營しようとする野心もあつたかと思われるが、一方大仏造頭思想を繼承、發展させていくことを意味しているといえる。

仲麻呂の仏教施策は、彼が名実ともに政権を掌握した勝宝九歳後に、よく現われ出でている。彼は、来朝の唐僧鑑真や、慈訓をフレーンとして重用し、施策を行つていつた。鑑真に対しても、天平勝宝六年、鑑真所願の花巻經等三部

の写經用紙他を東大寺写經所へ送り、書写せしめるなど強く支持し、天平宝字元年閏八月には、<sup>(5)</sup>

如聞、護持仏法、無尚木又、勸導尸羅、實在施礼、是以官大寺別永置戒本師田十町」（下略）

とあるように、戒律尊重の政策をうち出している。また、宮中講師として活躍し、鑑真、良弁、法進らと共に、「堪聖代之鎮護、為玄徒之領袖」と尊崇された慈訓を、興福寺別当とともに、律師をへず少僧都に任命した。そして、天平宝字三年六月には、彼の奏言をとりあげ、施行している。即ち、慈訓の奏言は、<sup>(6)</sup>

伏見、天下諸寺、毎年正月悔過、稍乖聖願、終非功德、何者、修行護國、僧尼之道、而今或曾不入寺、計官供於七日、或貪規兼得、著空名於兩處、由斯譏及三寶、無益施主、伏願自今以後、停官布施、令彼貪僧無所希望<sup>(7)</sup>

というものであり、護国を修行するのが僧尼の道であるのに、寺に入らずして官供をむさぼり、あるいは空名を二所につけて兼ね得ることを計るものがあり、施主に益がないから官供を止めるようしたものである。また、天平宝字四年七月廿三日には、慈訓及び良弁らの奏上により、僧尼に四位十三階の僧位を設けることにした。<sup>(8)</sup> これは、「三色法位、并大法師位、准勅授位記式、自外之階、准奏授位記式」とあるように、僧尼の任命を官人と同様に行おうとしたものである。さらに、天平宝字三年六月廿二日、先の慈訓の奏言とともにに出されたが興福寺玄基の奏言によつて、諸寺の破壊を修治せしめている。<sup>(9)</sup> このような施策を見てくると、仲麻呂の対仏教策も、先章で見た武智麻呂の仏教観、即ち、国家の福田を益すべきものという考え方と、本質的に異なつていないのである。即ち、僧尼を、修行護国のために官人として把握しようとする律令制の立場に立つて、「嚴淨國家、無過伽藍、撥却災難、豈若仏威」という如き鎮護国家政策の一層の前進を図つてゐるといえる。天平宝字二年八月一日の「天下諸國隱於山林、清行逸士十年已

上、皆令「得度」という施策も、前章で論じた如く、如法修行者に対する度色にかかわらず度して、官僧へくり入れようとする従来の度科対策の推進と見てよい。

上来、仲麻呂の仏教政策を考察したが、彼もまた、一般政策に見られる儒教的色彩にもかかわらず不比等以来の律令貴族としての藤原氏の対仏教観をうけついでいたといえる。しかし、彼の多くの造寺造仏、写經等の事績については、どれ程の信仰をもつて行つたものか疑問である。あるいは、儒教的な忠孝の觀念から、榮山寺八角円堂の造立、維摩会の興隆等、先祖洪業顯彰の仏事を行つたとも見うるが、他の興福寺内堂宇の建立などからすれば、奈良時代に一般的な追善供養のための行業であつたといえよう。この点、前章で述べた武智麻呂の崇仏とは対照的といえる。

### 三、豊成と藤原夫人の仏教事績

武智麻呂の子女で、仲麻呂についてで仏教事績の知られるのは、仲麻呂の兄、豊成である。『興福寺流記』によると、東院東堂。奉<sub>レ</sub>安<sub>ニ</sub>阿弥陀仏、脇士菩薩、一切經、十万基小塔、

右、宝字八年、右大臣藤原豊成南家長者武知丸御子奉<sub>レ</sub>為先考先妣、所<sub>ニ</sub>造立也、即水田五十町施入、毎日以<sub>ニ</sub>三口僧、奉<sub>レ</sub>讀<sub>ニ</sub>一切經、奉<sub>レ</sub>為三所靈也。考妣并尚仕藤原夫人也

とあり、豊成が興福寺東院東堂を造立したことが知られる。これは、『承暦縁起』にも記すところである。ところが、同じ『興福寺流記』の後半の「山階流記」の部分では、「東瓦葺堂一宇」について、『延暦記』の記事をのせていく。即ち、

瓦葺小塔堂廣四丈在二板庇敷板、右□□□□十方、傍安<sub>ニ</sub>阿弥陀仏一切經也、其小塔者、以<sub>ニ</sub>宝字八年歲次甲辰秋九月十

一日、孝謙天皇高野也 非兵草部、造<sup>ニ</sup>一百万小塔<sup>ヲ</sup>、領<sup>ニ</sup>下十大寺<sup>之一</sup>也

とあり、ここでは豊成の造立を記していない。しかし、右の記事に続いて、

惣阿弥陀仏、并脇土菩薩像、并<sup>贈力</sup>像正三位尚侍商藏藤原夫人、為<sup>ニ</sup>往生因<sup>ニ</sup>所<sup>レ</sup>造也、其一切經、同夫人奉<sup>リ</sup>為所天故正一位右大臣藤原文、先考左京大夫藤原文、先妣從四位下堂麻氏（下略）

と記している。ここでは、阿弥陀像他は、贈正三位尚侍商藏藤原夫人の造立といつてある。この夫人というのは、父が左京大夫で、母が当麻氏出身というと、麻呂の女、百能にほかならない。麻呂は、京家の名でよばれた如く、左右京大夫であつたし、『尊卑分脈』によれば、百能は、「母当麻氏」と記されてある。そして、『統紀』延暦元年四月十七日条に、

尚侍從二位藤原朝臣百能薨、兵部卿從三位麻呂之女也、適<sup>ニ</sup>右大臣從一位豊成<sup>ニ</sup>大臣薨後、守<sup>レ</sup>志年久、供<sup>リ</sup>奉内職<sup>ヲ</sup>、見<sup>レ</sup>称<sup>ニ</sup>貞固<sup>ハ</sup>、薨時年六十三

と見え、百能は豊成の後室であつた。天平勝宝元年、從五位下に叙せられているから、その頃、三十歳で繼室となつたのである。従つて、「所天故正一位右大臣」とは、夫、豊成のことである。もつとも豊成は、正一位には陞つておらず、從一位で終つたし、また百能は、夫人とはなつていない。しかし、ともかく、百能が、夫豊成と、父、麻呂及び母のために、一切經を納置したということである。上述のようであると、東院東堂の建立を、豊成が行い、豊成薨後、後室の百能が、一切經を豊成と父母のために供養したということでなかつたか。さらにのち、称徳天皇が仲麻呂乱後、発願された百万塔を納置したと考えられる。

豊成は、「天資弘厚」といわれた人柄であつただけに、造仏に力をつくしたり、写経に熱心で、かなりの仏典を所

蔵していたことが、『正倉院文書』に散見する。天平勝宝年中と推定されるが、彼は、千手千眼菩薩造立のために、糸六十勾を謹進している<sup>(1)</sup>。また、經典は、既に、天平十四年、四十一歳の頃に、その借用をうけている程<sup>(2)</sup>、充実していたらしい。天平宝字八年十月十四日付の『造東大寺司牒』によると、經律論あわせて二千九百卅五巻、目録二巻にも及んでいたが、同年七月二日、橘奈良麻呂の乱に坐して、太宰員外帥に貶されたので、翌八月四日に、内裏に献納してしまつたようである。ともかく、豊成が、これ程の經典を架蔵していたことは注目に値する。

次に、豊成、仲麻呂の姉に当ると思われる藤原夫人の写經が知られる。『正倉院文書』、天平十九年二月廿三日の『南藤原夫人家解<sup>(3)</sup>』があり、それによると、

南藤原夫人家解 申鑒請經師事

神門臣諸上

右、有私可写書、要切件人、望請被給卅箇許、欲令少書写、今具錄事状、以解、

天平十九年二月廿三日

正七位下行主船佑兼書吏大友村主広名

とある。即ち、法華經書写のための經師を、恐らく東大寺写經所へ依頼したものである。南藤原夫人とはいは、南家、即ち武智麻呂一統であり、先述の如く、天平九年二月十四日、無位から正三位に叙せられた武智麻呂の女にほかならない。彼女は後述の房前の女とともに、天平九年正月頃、入内し、夫人とされたのである。そして天平廿年六月四日薨じている。正しく死の一年前に、法華經の写經を行つてゐる訳で、恐らく病氣に罹り、その平癒を願つての写經でなかつたかと思われる。ところが、經年紀はないが、奥に、「藤南家經」とある法華經(卷三)が現存している<sup>(4)</sup>。

あるいは、この時の写経であるまい。

武智麻呂の女と同時に叙位されている房前の女の方の夫人も、同様に写経を行つてゐる。その写経は現在、俗に元興寺経とよばれて、十数巻遺存しており、左の如き奥跋がある。

維天平十二年歲次庚辰三月十五日、正三位藤原夫人、奉<sup>ヨリ</sup>為<sup>ス</sup>亡孝贈左大臣府君及見在内親郡主<sup>ニ</sup>発願敬<sup>ニ</sup>写<sup>ス</sup>一切經律論各一部、莊嚴已訖、設<sup>シ</sup>齋敬讚、籍<sup>シ</sup>此勝緣、伏惟<sup>シ</sup>尊君道濟<sup>ニ</sup>迷途、神遊<sup>ニ</sup>淨國、見在<sup>シ</sup>郡主、心神朗慧、福祚無、壇伏願<sup>シ</sup>聖朝万寿、國土清平、百辟尽忠、兆人安樂、及檀主藤原夫人、常遇<sup>シ</sup>善緣、必成<sup>シ</sup>勝果、俱出<sup>シ</sup>塵勞、同登<sup>シ</sup>彼岸、

天平十二年といえば、「亡孝贈左大臣府君」即ち房前の薨じた天平九年四月十七日から、正しく三周忌に当つてゐる。跋文も、房前の淨国に遊ばんこと、即ち淨土往生を願つてゐる。彼女は、天平宝字四年正月廿九日薨じ、正一位を贈られてゐる。武智麻呂、房前の女二人が、ともに入内し、聖武夫人となつて、また兩人ともに写経を行つてゐることは興味ぶかい。『正倉院文書』にのせる天平十一年五月十八日の「北大家經写所啓」によると、大般若經四帙を奉請してゐる。これは、あるいは、右の藤原夫人発願一切經の書きに當つたものでなかろうか。

註<sup>49</sup>『公卿補任』。

註<sup>50</sup>『統紀』天平神護元年十一月甲申条。

註<sup>51</sup> 井上光貞『日本淨土教成立史の研究』(昭31)。

註<sup>52</sup> 田村吉永『榮山寺』(昭23)。

註<sup>53</sup> 福山敏男『榮山八角堂の研究』(昭26)。

- (51) 井上薰「鑑真」(『日本仏教思想の展開』所収)。
- (55) 岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」(『続日本紀研究』3の6、昭31、『日本古代政治史』昭41、所収)。
- (56) 『大日本古文書』5の105、5の95、ほか。
- (57) 『大日本古文書』16の558。
- (58) 『大日本古文書』2の170。
- (59) 『大日本古文書』。
- (60) 北山茂夫「天平文化」(『日本歴史』古代3、昭37)
- (61) 北山茂夫「行基論」(『東方』12、『万葉の世紀』昭28所収)。
- (62) 川崎庸之「大仏開眼の問題をめぐつて」(『世界の歴史』六所収)ほか。
- (63) 西岡虎之助「総合日本史大系」奈良朝、大15。
- (64) 岸俊男「東大寺をめぐる政治的情勢」(『ヒストリア』15、昭31、『日本古代政治史研究』昭41所収)。
- (65) 『大日本古文書』3の607、12の284。
- (66) 『統紀』天平宝字元年閏八月丙寅条。
- (67) 『統紀』天平宝字三年六月丙辰条。
- (68) 『統紀』天平宝字四年七月庚戌条。
- (69) 『類聚三代格』巻三、
- (70) 『大日本古文書』25の206。
- (71) 『大日本古文書』24の166、  
『大日本古文書』5の496。  
188。

⑬ 『大日本古文書』2の662。

⑭ 田中槐堂『日本写経綜覽』(昭28) 参照。

## 第五章 奈良朝末の藤原一族と仏教

### 一、永手、百川らの仏教事績

仲麻呂の乱後、道鏡政権下にあつて、政界の表面に出なかつた藤原氏は、称徳女帝崩御とともに没落した道鏡に代つて、再び急速に勢力を挽回させてくる。そして、その担い手として、房前の第二子、永手と、宇合の子、百川、良繼が登場し、白壁王を擁立、光仁天皇として即位させるのである。政界の刷新にのり出した彼等は、先ず仏教政治を否定し、官制と財政の整理、緊縮につとめたという。このような刷新政治家は、仏教に対し、どのような態度を示し、あるいは、どのような信仰をもつていたのか考察をめぐらそう。

先ず、光仁天皇擁立の第一の功臣とされる永手についてみよう。永手は、『靈異記』に、西大寺の八角塔を四角にして、七層を五層に減じ、さらに法華寺の幢を仆したため、惡報を得た者として記されている。西大寺は、同寺資財流記帳によれば、

夫西大寺者 平城宮御宇

宝字称徳孝謙皇帝、去天平宝字八年九月十一日誓願、將敬造七尺金銅四王像、兼建彼寺矣、乃以天平神護元年、創  
鉢件像、以開伽藍也、(下略)

という。神護景雲元年、佐伯今毛人が、造西大寺長官に任命され<sup>(2)</sup>、本格的に造営され、二つの金堂と、二基の塔を構える広大な伽藍が建造されていった。西塔は、『続紀』によると、宝亀三年四月までにはできていたようであるが、同月廿九日、地震にあつた。占つたところ、近江国滋賀郡小野社木を切つて塔を建てた祟りだというので、滋賀郡の戸二烟を小野社に充てたと記している。ところが、東塔は、その礎石を置くときから不祥事がおきている。同じく『続紀』の宝亀元年二月二十三日条に記すところによると、飯盛山の石を切り出し、数千人で引いたが、日に数歩しか動かず、人夫を増して漸く九日を要して寺へ運びこんだ。そして削つて基礎を築いたところ、巫覡の徒が石の祟をいい出した。そこで柴を積んで、これを焼き、三十余石の酒をそいで、片々に破却し、道路にした。その後月余をへて天皇が不許となつた。これをトうと破石の祟りだという。そこでまた拾つて淨地において、人馬に践ませないようとした。今、寺内東南隅の数十片の破石がこれであるという。これは、貴重な資財と労力を濫費し、信仰が造営の末に墮しただけでなく、造営さえが、眞面目に行われなくなつており、この時代の仏事興隆の末期的不健全さを示すものだといわれている。<sup>(3)</sup> 東、西両塔とも崇りにあうという上に、さらに、塔の設計変更にともなう永手親子の因縁話が伝えられるとは、西大寺造営に、よほどの無理な面があつたものであろう。『続紀』に、「道鏡擅<sup>レ</sup>權、輕興<sup>ニ</sup>力役、務繕<sup>ニ</sup>伽藍、公私彌衷、國用不足」<sup>(4)</sup>と、その実情を記している。永手の处置は、このような財力の困弊を慮つてのこととで、それに対する仏教徒の反駁によつて、靈異記の如き説話が物語られたのである。近時、行われた西大寺東西両塔の発掘調査の結果、東塔は、現存する塔基壇に該当することが確かめられ、さらに、塔基壇の周囲から、径27mほどの八角形の掘込み地固めが発見され、当初八角七重塔を造営するのを、途中で四角五重塔に変更したという靈異記の説話を裏がきしたこととなつた。<sup>(5)</sup> もつとも、八角七重が、設計変更されたのは、建築構造上、複雑となり、

困難と見られたからであろうが、この仏塔建立の計画変更が、左大臣永手の責任に帰せられて物語られたところに問題がある。永手が反道鏡の立場にあつたためにいわれたものかもしれないが、永手の対仏教態度の厳しかつたことを暗に示しているといえる。それは、光仁朝の仏教肃正政策に連るわけである。

ところが、永手の本願になるのではないかと思われる寺院がある。福山敏男博士によると観智院所蔵の仏菩薩等図像に、不空羈索立像のところに、<sup>(5)</sup>

鷲峯山院大和國  
城上郡  
又笠寺長岡

と記しているが、これは、笠寺の本願主が、長岡大臣、即ち永手であることをいうのであろうと考察されている。

永手は、宝亀二年二月二十二日、薨じたが、その薨後、室、大野朝臣仲千と、子の家依が、永手のために興福寺東院に地蔵堂を建立している。即ち、宝亀三年、永手の一周年忌に当つて造仏、造堂したわけである。

永手とともに、光仁天皇及び山部親王擁立につとめた百川については、『水鏡』に次のように記されている。

四年正月十四日に、山部親王中務卿と申しそ、東宮に立ち給ふ。此の親王、東宮に立ち給へるは、ひとへに百川が力なり。其の故は、まづ等定といふ僧を、梵釈寺にこめて、此の親王の御丈の寸法をとり奉り、梵天帝釈の像をつくりて、此の親王、位につき給ふべき行ひをぞ始める。

これは、百川が山部親王の立太子に尽力したことを物語つてゐるわけだが、それについて、親王等身の梵天帝釈像を造立して祈つたというのである。しかし、ここに梵釈寺に僧等定をこめて祈らせたというのは、いささかおかしい。『続紀』延暦五年一月廿一日条に、

於近江国滋賀郡、始造梵釈寺矣

もあり、山部親王立太子の時、即ち、宝亀四年に、梵釈寺の存立は認め難い。仏法守護の梵天、帝釈天に祈るというのも説明がつかない。百川の親王立太子をめぐつての策謀に関連して構作された説話であろう。

『日本高僧伝要文鈔』にひく『延暦僧録』の、『感神功臣大夫居士伝』によると、

大夫供<sup>ミ</sup>敬<sup>ミ</sup>三<sup>ニ</sup>宝<sup>一</sup>、欽若保<sup>ミ</sup>慕<sup>一</sup>金<sup>一</sup>。事同<sup>ニ</sup>泣<sup>ニ</sup>血<sup>一</sup>、即於<sup>ニ</sup>住<sup>ニ</sup>宅<sup>一</sup>、造<sup>ニ</sup>興<sup>ニ</sup>法<sup>一</sup>寺<sup>一</sup>、造<sup>ニ</sup>講<sup>ニ</sup>堂<sup>七</sup>間<sup>一</sup>、仏殿<sup>一</sup>宇<sup>一</sup>、仏像<sup>一</sup>鋪<sup>一</sup>、請<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>殿<sup>一</sup>中<sup>一</sup>、鑄<sup>ニ</sup>鍾<sup>一</sup>口<sup>一</sup>、写<sup>ニ</sup>經<sup>一</sup>藏<sup>一</sup>、造<sup>ニ</sup>四<sup>ニ</sup>天<sup>一</sup>王<sup>一</sup>像<sup>一</sup>、度<sup>ニ</sup>僧<sup>十</sup>人<sup>一</sup>、安居講說<sup>一</sup>、晨夕禮念<sup>一</sup>、以報<sup>ニ</sup>先恩<sup>一</sup>

とある。これは、宇合の第二子で、内臣、さらに内大臣に任せられ、「專<sup>レ</sup>政得<sup>レ</sup>志<sup>一</sup>、升降自由」といわれた良繼、前名、宿奈麻呂のことである。彼がかなり深く仏法に帰依していたことが知られるが、彼の造寺といふ「興法寺」というのは明らかでない。『公卿補任』には、「弘福院大臣」と号したと記している。弘福院といえば、興福院と音が通じうる。前掲の『護国寺本諸寺縁起集』、興福院頃の後の部分に、「又云」として、良繼の履歴を簡単に記し、最後に、「是四天王利生云々」があり、良繼と興福院の関係を暗示している。『延暦僧録』の興法寺というのも、あるいは、興福院の誤りとみられないこともない。

『延暦僧録』には、奈良朝の藤原氏から、もう一人の居士伝をのせてある。守真居士、即ち、房前の第五子、魚名である。即ち、

又云、居士敬<sup>ニ</sup>信<sup>ニ</sup>三<sup>ニ</sup>宝<sup>一</sup>奉<sup>レ</sup>佛勤<sup>レ</sup>王<sup>一</sup>、真俗兼用<sup>一</sup>、於<sup>ニ</sup>奈羅東山河内山寺<sup>一</sup>常行<sup>ニ</sup>印<sup>レ</sup>仏<sup>一</sup>以為<sup>ニ</sup>恒務<sup>一</sup>、又於<sup>ニ</sup>奈羅城西山<sup>一</sup>造<sup>ニ</sup>萬葉寺<sup>一</sup>、又於<sup>ニ</sup>額田寺<sup>一</sup>年例安居行道（下略）

河内山寺は、前述の如く、房前にある寺と見られるが、そこで「行<sup>ニ</sup>印<sup>レ</sup>仏<sup>一</sup>」というのは、手指で仏の印契を結んで、誦咒、即ち陀羅尼を唱えることであろう。これは、奈良時代において僧尼たるもの必須の淨行の一とされ、經典の

暗誦とともに、陀羅尼を誦することが官度僧の要件であつたことは、『正倉院文書』中の「優婆塞貢進解」を見れば明らかである。従つて彼は、先の武智麻呂と同様に、山寺において禪行修道していた訳である。一方の安居行道の額田寺は、平群郡（現郡山市）にある額安寺のことで、現に法統を継いでいる。この寺は、大安寺の前身、熊凝精舎に当てられてもいるが<sup>(4)</sup>、同寺文書、弘長元年十二月の譲状に、「右寺者、本願道慈和尚以来至干今以氏人所補其職也」とある如く、額田氏の氏寺で、同氏出身の道慈の興隆したところであつた。「釈門之秀」といわれた道慈の法統をつぐ寺で、魚名が、仏教の研究修養を行つたことは興味ぶかい。

奈良朝末藤氏一族のうち、崇仏の心篤かつた公卿を、いま一人あげられる。宇合の五男、田麿である。『統紀』延暦二年三月丙申条にのせる薨伝によると、

性恭謙無<sub>レ</sub>競<sub>二</sub>於物<sub>一</sub>、天平十二年、坐<sub>ニ</sub>兄廣嗣事<sub>一</sub>、流<sub>ニ</sub>於隱岐<sub>一</sub>、十四年、宥<sub>レ</sub>罪徵還、隱<sub>ニ</sub>居<sub>一</sub>、鰐淵山<sub>一</sub>、中不<sub>レ</sub>預<sub>ニ</sub>時事<sub>一</sub>、敦<sub>ニ</sub>志<sub>一</sub>、釈<sub>ニ</sub>典<sub>一</sub>、脩<sub>ニ</sub>行為<sub>一</sub>、務<sub>（下略）</sub>

とある。『尊卑分脈』によれば、「鰐淵大臣」と号したという。鰐淵山というのは、南淵山のことである。『大和志』によれば、「高市郡在稻淵村」といい、現奈良県高市郡明日香村稻淵に當る。この南淵山に隠居したといえば、魚名と同様な山林修行をしたことが推測される。

## 二、光仁朝の仏教政策

上來、奈良朝來、稱德、光仁朝に活躍した藤原一族の仏教事績を見てきたが、中には純粹に仏道を行じていたものもあつたわけである。しかし、彼らは何れも台閣に列し、廟議にあずかる枢要の地位についており、特に道鏡没落後

には、天皇、皇太子を擁立し、天皇の信任を得て、「内外機務莫<sup>(レ)</sup>不<sup>(ニ)</sup>閑知<sup>(レ)</sup>」といわれた百川や、内臣<sup>(レ)</sup>という新官職に任せられ、「専<sup>(レ)</sup>政得<sup>(レ)</sup>志、升降自由」といわれた良繼等の如く、刷新政治を主導したのである。従つて、光仁朝における仏教施策もまた、彼らから出たとしてよいわけである。いま、その仏教政策をみるとことによつて、さらに、彼らの信仰、仏教観の考察を深めよう。

宝亀元年以降の主要な仏教政策を見ると、先ず、元年八月、道鏡を、下野国薬師寺別当に追放後の廿六日、慈訓及慶俊を少僧都に復任している。慈訓は、既にのべた如く、修行護国を僧尼の道とする立場で、仲麻呂の仏教政策を推進した僧であり、慶俊もまた、かつて慈訓とともに、「学業優富、或戒律清浄、堪<sup>(ニ)</sup>聖代之鎮護、為<sup>(ニ)</sup>玄徒之領袖<sup>(レ)</sup>」として表彰されており、同じ立場の僧であつた。彼らが、ともに僧綱に復任したことは、永手らの仏教政策の方向を既に示しているといえる。同年十月、光仁天皇即位早々に、僧綱は、

僧綱言、奉<sup>(ニ)</sup>去天平宝字八年勅<sup>(レ)</sup>、逆党之徒、於<sup>(ニ)</sup>山林寺院<sup>(レ)</sup>私聚<sup>(ニ)</sup>一僧已上、読經悔過者、僧綱固加<sup>(ニ)</sup>禁制<sup>(レ)</sup>、由<sup>(ニ)</sup>是山林樹下、長絕<sup>(ニ)</sup>禪迹<sup>(レ)</sup>、仰藍院中、永息<sup>(ニ)</sup>梵響<sup>(レ)</sup>、俗士巢許<sup>(ニ)</sup>、猶尚<sup>(ニ)</sup>嘉遁<sup>(レ)</sup>、況復出家眾衆、寧無<sup>(ニ)</sup>閑居者<sup>(ニ)</sup>乎、伏乞、長往之徒、聽<sup>(ニ)</sup>其修行、

と奏言し、許されている。既に武智麻呂に関して述べた如く、山林修行は、官寺仏教と背反するものでなく、むしろ鎮護国家のための官僧となるに必修の淨行と考えられていた。従つて、既に天平宝字二年八月にも、

天下諸國隱<sup>(ニ)</sup>於山林<sup>(レ)</sup>清行逸士十年已上、皆令<sup>(ニ)</sup>得度<sup>(レ)</sup>と令されたのである。ここに山林修行を復活許可することによつて、修行護国の淨行僧を養成しようとするものであつた。宝亀十年八月廿六日、治部省が、

今依檢<sub>レ</sub>「造僧尼本籍」、「計<sub>レ</sub>会内外諸寺名帳」、國分僧尼、住<sub>レ</sub>京者多、望請、任<sub>レ</sub>先御願、皆帰<sub>レ</sub>本国<sub>レ</sub>者、と奏言し、各國分寺僧を確保することによつて、鎮護國家仏教を一層強力に推進させようとしている。この仏教政策は、さらに、宝龜十一年正月二十日には、僧尼の綱規を正すとともに、

宜<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>「護國之正法」、以<sub>レ</sub>弘<sub>レ</sub>「転禍之勝緣」、凡<sub>レ</sub>厥梵衆、知<sub>レ</sub>朕意<sub>レ</sub>焉

と、一層明確に進められていくのである。

一方において、僧尼は、あくまで官人として把握しようとする律令制の基本方針を貫くために、宝龜二年正月には、壬戌、自<sub>レ</sub>天平神護元年以來、僧尼度縁、一切用<sub>レ</sub>道鏡印<sub>レ</sub>印<sub>レ</sub>之、至<sub>レ</sub>是復用<sub>レ</sub>治部省印<sub>レ</sub>

として、僧尼を令制通り治部省下においた。そして、宝龜十年八月十三日には、治部省は奏上して、

大宝元年以後、僧尼雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>本籍、未<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>存亡、是以諸国名帳、無<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>計会<sub>レ</sub>、望請、重仰<sub>レ</sub>所由、令<sub>レ</sub>陳<sub>レ</sub>住処在不之状<sub>レ</sub>、然則官僧已明、私度自止、

と、僧尼の名籍を明らかにして統制をすすめる一方、同十年九月には、

僧尼之名、多冒<sub>レ</sub>死者、心挾<sub>レ</sub>奸偽、犯<sub>レ</sub>亂憲章<sub>レ</sub>就<sub>レ</sub>中頗有<sub>レ</sub>智行<sub>レ</sub>之輩、若頓改革、還辱<sub>レ</sub>繙侶、宜<sub>レ</sub>下檢見數一与<sub>レ</sub>公驗<sub>レ</sub>、自今以後、勿<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>更然、

と勅している。これも前述した如く、私度をただ抑圧するよりも、智行あれば公驗を与え、官僧にくみ入れることによつて、統制を充分ならしめようとする從前からの方策を進めたものといえる。

上述の如く、永手、良繼、百川、魚名らの主導する仏教政策は、律令政治の再建をめざし、律令制本来の線にそつて、僧尼を官人として統制するとともに、あくまで鎮護国家のための仏教としてとらえ、推進していくとするもの

であつたといえる。

註<sup>75</sup> 『統紀』神護景雲元年八月丙午条。

坂本太郎『日本全史』(昭35)。

『統紀』宝亀元年八月丙午条。

『日本建築学会論文報告集』54、

福山『奈良朝寺院の研究』(昭23)。

拙稿「桓武天皇の梵釈寺について」(『古代文化』9の2、昭36)。

拙稿「大安寺の草創について」(『大谷史学』5、昭32)。

『統紀』宝亀十年七月丙子条。

『統紀』宝亀八年九月丙寅条。

『統紀』天平勝宝八歳五月丁丑条。

## 結

上来、曩祖鎌足から、奈良時代末に至る間の藤原氏一族の仏教について、縷々、考察してきだが、ここで改めて、約一世紀余における一族と仏教を通観しよう。

先ず、第一に指摘されることは、鎌足から不比等をへて、百川、永手らに至るまで、政治家としての一族の対仏教態度は、律令官人としての立場が貫かれていることである。即ち、簡略にいえば、仏法そのものは尊崇するが、寺院・僧尼は、あくまで治政の対象として、律令に従つて統制されねばならないとする立場である。しかも、寺院、僧尼は、

修道護国、國家の福田を益すべきものであるとされ、従つて僧尼は、官僧としてのみ把握される。勿論、一世紀余の間に、多少のニュアンスの相違が出てはきても、本質的には変ることなく、奈良朝末までうけつがれている。この点は、鎌足以降、奈良末までの間に、三十一名にのぼる一族が、台閣に列しつづけたという伝統によるものといえよう。さらにいえるのは、個人としての一族の信仰は、興福寺を氏寺として尊崇し、堂塔伽藍を競つて造建していることである。これらは、殆んど先考先妣の追善のためであり、この点、「各為<sub>ニ</sub>君親之恩、競造<sub>ニ</sub>仏舍」という飛鳥時代以来の一般的傾向とかわりないといえる。ただ藤原氏の場合、興福寺に集中的になされていることは、強烈な一族意識によるものである。もつとも、中には、武智麻呂や、魚名、田麿の如く、自ら仏道を行じたものもあり、また、興福寺以外に、自己の邸を寺にしたり、また山寺に修行したりしている。このような彼らの信仰は、平安朝の藤原貴族に見られる形式的、享楽的なものでなく、堅実なものであつたと考えられる。

上述の如く、奈良朝藤原氏の仏教を見てくると、彼らの仏教は、日本人の信仰史の上でどのように評価されるべきかと、いうことが考えられねばならない。いま、この点について深く論考する充分な紙幅をもはやもたないが、序章においてふれた、奈良時代における藤原的、大伴的なるものの対照という点については、どのように見られるであろうか。いま、大伴氏の仏教について考察し及ばないため、充分に論考しえないが、少くとも藤原氏は、仏教について、改新前の蘇我氏にかわつて、積極的に対応したといいうる。しかし、例えれば大伴氏においては、史料の不足もあるうが、仏教事績について多くを伝えていない。造寺も大伴安麻呂建立と伝える大伴寺＝永隆寺が知られはするが、他に造寺造仏を伺いえない。歌人家持にしても、仏教に心をよせ、信仰の念あつかつたようであるともいわれるが、万葉集の彼の歌によつては、充分に知ることはできない。果して大伴的な仏教、あるいは藤原的な仏教ということが、い

えるかどうか疑問であるが、少くとも奈良朝藤原氏は、大伴氏よりも積極的に仏教をうけとめ、信仰したといえる。大伴的といわれる範疇に入る佐伯氏も、造寺は、奈良朝末に至つて、真守、今毛人の悲願によつて、漸く佐伯院香積寺として建立されたのであつた。これら藤原氏以外の奈良朝貴族たちの仏教については、さらに後論において論考することとしたい。